

# 令和6年度臨時総代会提出議案

日 時 令和6年9月27日（金）午後2時から  
場 所 三重県津市北河路町19番地1  
メッセウイング・みえ 2階大研修室

中勢用水土地改良区

## 順 序

- 1、開 会
- 2、理 事 長 挨 拶
- 3、来 賓 挨 拶
- 4、出席総代数報告
- 5、議 長 着 席
- 6、議事録記名人選任  
及び書記任命
- 7、議 事
- 8、そ の 他
- 9、閉 会



## 議 事

		頁
第 1 号議案	令和 5 年度事業報告の承認について	1
第 2 号議案	令和 5 年度公益事業会計収支決算の承認について	5
第 3 号議案	令和 5 年度収益事業会計収支決算の承認について	2 3
第 4 号議案	令和 5 年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について	3 4
	■独立監査人監査報告	4 4
	■監事会監査報告	5 2
第 5 号議案	令和 6 年度公益事業会計補正収支予算の議決について	5 3
第 6 号議案	令和 6 年度収益事業会計補正収支予算の議決について	6 0
	■負担金徴収委員会報告	6 4
	■用水管理委員会報告	6 5
第 7 号議案	定款の一部改正について	(特別決議) 6 6
第 8 号議案	定款附属書役員選任規程の一部改正について	(特別決議) 6 8
第 9 号議案	維持管理計画書の一部改正について	(特別決議) 7 1
第 1 0 号議案	第一、第二、三四頭首工及び安東集水暗渠管理規程の一部改正について	(特別決議) 7 4
第 1 1 号議案	役員を選任について	7 8
	■推薦会議報告	8 1

## 第1号議案

### 令和5年度事業報告の承認について

令和5年度事業報告について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。  
七 決算関係書類の承認

(決算関係書類)

土地改良法第29条の2 理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録((略)以下「決算関係書類」という。)を総会に提出しようとするときは、その会日から二週間前までに、当該決算関係書類を監事に提出しなければならない。(以下省略)

(決算関係書類)

規約第39条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

## 令和5年度 全期 事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

## 1. 地区及び組合員の状況

## 1) 受益面積

区 分	計画面積	現況面積
津 市	1,301 h a	1,256 h a
亀 山 市	6 h a	6 h a
津市河芸町	351 h a	348 h a
津市芸濃町	614 h a	589 h a
津市安濃町	911 h a	901 h a
計	3,183 h a	3,100 h a

## 2) 組合員数

選 挙 区	選 挙 区 域	組 合 員 数
第 一	津 市	2,336 名
第 二	亀 山 市	18 名
第 三	津市河芸町	779 名
第 四	津市芸濃町	1,120 名
第 五	津市安濃町	1,247 名
計	5 選 挙 区	5,500 名

## 2. 事業の状況

## 1) 施設管理の状況

## イ) 維持管理する施設

- ・ 国営導水路及び幹線水路を約20.2kmと水管理施設他関連付帯施設及び第三頭首工の維持管理
- ・ 県営支線水路を約100.2kmと関連付帯施設及び第一、第二、三四の各頭首工の維持管理
- ・ 小水力発電所の維持管理

## ロ) 用水管理の状況

## 安濃川水系

第一頭首工掛り分土工数	7	箇所
第二頭首工掛り分土工数	5	箇所
第三頭首工掛り分土工数	11	箇所
三四頭首工掛り分土工数及び揚水機	1	箇所
安東集水暗渠	1	箇所
小水力発電所	1	箇所

## 幹線水系

北幹線掛り分土工数、揚水機、調整池	142	箇所
中幹線掛り分土工数	26	箇所
南幹線掛り分土工数、揚水機	86	箇所

合 計	280	箇所
-----	-----	----

## ハ) 安濃ダム補給実績 (補給実績の期間は、令和5年1月1日～令和5年12月31日)

安濃川補給実績	6,020	千トン
幹線水系補給実績	13,150	千トン
合 計	19,170	千トン
年間総取水量に占める割合	76%	(年間総取水量 25,300 千トン)

## 二) 通水面積

賦課地積	2,783	h a
現況面積に占める割合	90%	(現況面積 3,100 h a )

## 2) 賦課徴収業務

## イ) 安濃川筋第一、第二、第三、三四頭首工掛り及び北中南幹線水系通水地区を対象に賦課

## 3) 調査業務

- イ) 国営施設機能保全事業の調査協力
- ロ) 県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業の調査協力

## (会計細則第9条別紙(1))

## 3. 事務の経過

## 1) 主な会議の開催状況(定款諸規程に定める定例会議)

会議名	開催日	開催場所	会議内容
総代会 2回	9月25日	メッセウイング・みえ	定款の一部改正の議決について
			令和4年度会計収支決算の承認について
			令和5年度会計補正予算の議決について
	3月13日	メッセウイング・みえ	会計細則、規約の一部改正について
			令和5年度会計第2回補正予算の議決について
			令和6年度事業計画(配水計画)について
			令和6年度会計当初予算の議決について
			役員の補欠選任について
理事会 2回	9月1日	中勢用水中央管理事務所	令和4年度会計収支決算の承認について
			令和5年度会計補正予算の承認について
			賦課金等に係る過怠金の減免について
			定款の一部改正の承認について
			職員服務規程等の一部改正について
			令和5年度臨時総代会の開催について
	2月28日	中勢用水中央管理事務所	会計細則、規約の一部改正について
			令和5年度会計第2回補正予算の承認について
		令和6年度事業計画(配水計画)について	
		令和6年度会計当初予算の議決について	
		役員の補欠選任について	
			第53回通常総代会の開催について
監事会 3回	6月23日	中勢用水中央管理事務所	令和4年度業務事業及び財産の状況監査の結果と監査報告について
	10月27日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度上期業務事業及び財産の状況監査の結果及び令和6年度監査計画について
	2月28日	中勢用水中央管理事務所	会計細則の一部改正について
監事監査 2回	6月23日	中勢用水中央管理事務所	令和4年度業務事業及び財産の状況監査
	10月27日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度上期業務事業及び財産状況監査
外部監査 10回	4月3日	中勢用水中央管理事務所	令和4年度会計実査
	4月18日	中勢用水中央管理事務所	賦課金の滞留債権に係る勘定残高確認等
	6月1日、7日、9日	中勢用水中央管理事務所	令和4年度会計決算確認
	6月19日	中勢用水中央管理事務所	令和4年度会計監査講評
	10月17日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度会計上期仕訳確認
	11月29日	中勢用水中央管理事務所	理事者面談意見交換会
	2月22日	中勢用水中央管理事務所	仕訳検証等
	3月19日	中勢用水中央管理事務所	仕訳検証、給与手当の確認
代表理事会 (内部統制委員会) 2回	8月18日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度第1回理事会提出議案の原案作成について
	2月2日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度第2回理事会提出議案の原案作成について
負担金徴収委員会 2回	7月19日	中勢用水中央管理事務所	賦課金等の徴収状況、滞納処分執行理事の選任、過怠金の減免、令和5年度の賦課調定について
			滞納処分の認可申請について
	1月23日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度賦課金の額、賦課徴収について
			令和6年度農地転用等決済金の額について
用水管理委員会 3回	8月1日	中勢用水中央管理事務所	令和5年度の渇水対策について
	1月24日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度の渇水対策について
	3月11日	中勢用水中央管理事務所	令和6年度の配水計画について
推薦会議	12月8日	中勢用水中央管理事務所	補欠選任

(会計細則第9条別紙(1))

3. 事務の経過

2) その他主要な事項

(上期)

年 月 日	内 容
令和5年5月15日	国営農業水利事業促進東海協議会第1回事務局長会議
5月22日	安濃ダム放流連絡協議会委員会
5月31日	令和5年度津北地域農業再生協議会
6月8日	第1回三役会議
6月18日	一身田平野土地改良区設立総会に出席
6月27日	令和5年度国営農業水利事業促進東海協議会通常総会
7月4日	国営農業水利事業促進東海協議会第2回事務局長会議
7月5日	国営施設機能保全事業「中勢用水地区」営農検討会
7月11日	地域づくりのための農業農村連絡会議
7月20日	令和5年度安濃川水系ダム洪水調整機能協議会WEB会議
7月25日、26日	国営農業水利事業促進東海協議会要請活動
8月2日～14日	渇水対策で50%節水
8月7日	安東地区落水会議
8月9日	第17回サマーセミナー
8月10日	令和5年度水土里ネット役職員研修会

(下期)

年 月 日	内 容
10月4日	国営農業水利事業促進東海協議会第3回事務局長会議
10月18日～20日	国営農業水利事業促進東海協議会事務局長研修
10月30日	国営農業水利事業促進東海協議会令和5年度臨時総会
11月1日	福井県日野用水土地改良区研修受入
11月6日	愛知用水土地改良区研修受入
11月9日、10日	国営農業水利事業促進東海協議会要望活動農水省
11月15日	役員管外研修愛知県海部郡飛島村日光川河口排水機場、弥富市海部土地改良区
11月22日	令和5年度統合整備推進研修(会計研修)
11月29日	矢作川沿岸土地改良区連合議員研修受入
11月30日	滋賀県土地改良事業団体連合会東近江支部研修受入
12月1日	「みえ水土里ネット女性の会」農業農村整備事業現地研修会
12月4日	農林水産関係団体等人権啓発研修会
12月4日	役員管内研修
令和6年1月19日	令和5年度三重県大規模農業水利土地改良区協議会研修会
1月25日	令和5年度津北地域農業再生協議会
2月8日	農業農村整備に関する説明会(キャラバン)
2月8日	第5回出前授業
2月9日	中勢支所閉所式
2月13日	通水日程会議
2月20日	環境検討会
2月21日	営農検討会
3月18日	地区水利委員説明会(第1回 旧津地区、第2回 河芸町、芸濃町)
3月21日	地区水利委員説明会(第3回 安濃町)
3月22日	津農林水産事務所地域づくりのための農業農村連絡会議



## 第2号議案

### 令和5年度公益事業会計収支決算の承認について

令和5年度公益事業会計収支決算について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

「第1号議案 令和5年度事業報告の承認について」に同じ。

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

## 令和5年度 公益事業会計収支決算書

	収入	支出
予算額	317,347,969 円	317,347,969 円
決算額	317,510,680 円	317,510,680 円

収入

単位：円

款項目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
經常賦課金収入				經常費の賦課 組合員、大学農場、農研機構
經常賦課金	114,115,559	113,161,466	△ 954,093	
特別賦課金収入				国営造成施設（安濃ダム）県管理事業費分担金を賦課
特別賦課金	165,675	165,675	0	三重大学農場、農研機構
転用決済金収入				34件、主に5条転用の宅地分譲や太陽光発電設備
農地転用決済金	7,673,724	13,088,089	5,414,365	
負担金収入				
經常負担金	13,021,148	13,021,148	0	經常費の津市、亀山市負担
特別負担金	41,057,498	41,057,498	0	事業費の津市、亀山市負担（通過金）
				・ 県営事業借入償還金負担金 16,851,173
				・ 安濃ダム県管理事業負担金 24,206,325
				計 41,057,498
	176,033,604	180,493,876	4,460,272	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	1,000,000	1,099,081	99,081	中部電力及びZTV等の共架料、中勢支所施設賃貸料
	1,000,000	1,099,081	99,081	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,694	694	野村証券第143回利付国債20年（償還日R15.03.20）
職員退職給付引当	0	320	320	
積立資産				
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産	80,000	82,586	2,586	野村証券第329回利付国債10年（償還日R5.06.20）
	400,000	403,600	3,600	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	14,815,000	14,815,000	0	〈基幹農業水利施設ストックマネジメント事業〉
				・ 水利施設管理強化事業 8,000,000
				〈補助事業〉
				・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業（5期）
				事業費3,500,000、国、県、市 2,695,000
				〈国営等関連特別県単事業〉
				・ 県単土地基盤整備事業（農業用水管埋設工事高野尾）
				事業費4,015,000、県、市 3,200,000
				計 13,895,000
				〈補助事業〉
				・ 市単工事（農道舗装工事）
				事業費1,166,000、市補助80% 920,000
				合計 14,815,000
	14,815,000	14,815,000	0	

5 交付金収入 適正化事業交付金収入 整備補修事業 交付金 防災減災機能等 強化事業交付金	0 2,000,000	0 2,000,000	0 0	土地改良施設維持管理適正化事業 (名称変更) 実施なし (新設) 電動弁ケーブル等更新工事
	2,000,000	2,000,000	0	
6 業務受託料収入 調査業務受託料収入 業務受託料	0 0	0 0	0 0	国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料 なし
	0	0	0	
7 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 過年度収入 過年度収入  過剰金収入 過剰金収入 雑収入 雑収入	0 2,340,943  53,650 430,955	877 968,134 68,250 430,955	877 △ 1,372,809 14,600 0	詳細は「財務諸表に対する注記12その他(3)」 平成25年～令和4年度賦課金 56件  督促手数料130件、延滞金は免除承認済
	2,825,548	1,468,216	△ 1,357,332	
8 特定資産取崩収入 財政調整積立資産取崩収入 財政調整積立資産  職員退職給付引当積立資産取崩収入 職員退職給付引当積立資産  災害対策積立資産取崩収入 災害対策積立資産  施設更新積立資産取崩収入 施設更新積立資産	13,700,000  5,727,830  0  27,287,105	13,700,000  5,727,830  0  27,287,105	0  0  0  0	1) 調整資金 0 2) 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 13,700,000  退職者2名  災害発生なし 0  1) 令和3年度県営事業決済金充当 127,805 2) 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型)の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 20,527,500 ・中勢用水2期地区 6,631,800 計 27,287,105
	46,714,935	46,714,935	0	
9 他会計繰入金 収益事業会計繰入金 収益事業会計繰入金	3,994,107	951,197	△ 3,042,910	収益事業会計からの繰入金 維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
	3,994,107	951,197	△ 3,042,910	
10 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	69,564,775 69,564,775	69,564,775 69,564,775	0 0	
	69,564,775	69,564,775	0	
合計	317,347,969	317,510,680	162,711	

款項目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	55,000,000	54,119,936	△ 880,064	管理職員11名分（発電職員0.5名）の給与及び諸手当
臨時雇賃金	0	0	0	災害時緊急人夫雇用等
福利厚生費	10,500,000	9,489,294	△ 1,010,706	社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	300,000	223,810	△ 76,190	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,500,000	3,230,596	△ 269,404	N T T回線専用料（24回線）、管理用携帯電話4台
消耗什器備品費	751,578	643,283	△ 108,295	維持管理用具等 修繕費より1,578円充用
修繕費	6,998,422	6,287,782	△ 710,640	土地改良施設の修理改良等（随意契約） 殿村水路土砂撤去、南神山支線制水弁工修繕、 第二右岸分水工ゲート修繕、豊野支線空気弁工補修他、 車検整備、器具修理等 消耗什器備品費へ1,578円流用
水道光熱費	1,000,000	816,672	△ 183,328	車両、草刈機、ポンプ、発電機等の燃料代
賃借料	1,582,140	1,582,140	0	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）、管理車両や パソコンのリース料
支払保険料	2,100,000	1,978,580	△ 121,420	施設及び施設に起因する対人対物賠償 ・ 農業用施設賠償責任保険／連合会加入（パイプライン 開水路、頭首工、揚水機場、管理用道路、付帯施設等 ・ 動産保険（計器、子局装置） ・ 火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等の火災、 落雷、風雹雪災害等） 職員、管理車両等を対象 ・ 総合生活保険／連合会加入（傷害賠償） ・ 自動車任意保険、自賠償保険（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	12,833,511	△ 166,489	水管理調整費交付金、用水管理交付金、水管理諸費等
業務委託費	500,000	492,000	△ 8,000	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	43,300	△ 6,700	自動車税、車検時重量税等
雑費	200,000	0	△ 200,000	
適正化事業費支出				
整備補修事業費	0	0	0	実施なし
支出				
防災減災機能等	2,016,300	2,016,300	0	水管理施設電動弁ケーブル等更新工事
強化事業費支出				
適正化事業拠出金				三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
支出				
整備補修事業費	240,000	240,000	0	令和3年度実施 流量計更新工事分
拠出金				
整備補修事業	20,000	20,000	0	
事務費拠出金				
防災減災機能等	120,000	120,000	0	令和5年度実施 水管理施設電気設備更新工事分
強化事業費拠出金				
防災減災機能等	10,000	10,000	0	
強化事業事務費				
拠出金				
防災減災機能等	486	486	0	
強化事業利子				
拠出金				
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	3,217,959	△ 1,782,041	弁天池支線漏水復旧工事（河芸町久知野） 156,200 弁天池支線漏水復旧工事（芸濃町忍田） 396,000 弁天池支線漏水復旧工事（芸濃町忍田） 1,166,000 林支線漏水復旧工事（芸濃町林） 495,000 田野池漏水復旧工事（芸濃町椋本） 229,900 椋谷調圧水槽漏水復旧工事（大里窪田） 618,200 補修部品 156,659 計 3,217,959
湧水対策費	532,055	532,055	0	・ 湧水対策費交付金（15組織） 507,325 ・ 臨時電力他 24,730 計 532,055
災害対策費	0	0	0	市単災害復旧工事なし

補助事業費	8,701,000	8,701,000	0	農業水路等長寿命化・防災減災事業流量計等更新工事 ・河芸支線三行分水工、長谷山支線青木分水工 電磁流量計更新 3,520,000 国営等関連特別県単事業・農業用水管理設工事 ・高野尾町 4,015,000 市単土地改良事業 ・河芸支線管理用道路舗装工事 1,166,000 計 8,701,000
その他事業費	1,000,000	0	△ 1,000,000	改良区単費事業なし
委託業務費支出 委託業務費	5,800,000	4,080,861	△ 1,719,139	電気保安手数料（頭首工、中央管理事務所）、水管理 施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び 管理用道路草刈等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	なし
	118,921,981	110,679,565	△ 8,242,416	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,070,000	1,065,833	△ 4,167	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表 理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名= 100千円、員内理事25千円×24名=600千円 総括監事50千円、監事25千円×2=50千円
給料手当	15,461,359	15,421,311	△ 40,048	事務職員4名 給与及び諸手当 福利厚生費へ138,641円流用
臨時雇賃金	0	0	0	臨時職員雇用なし
退職金支払	5,727,830	5,727,830	0	退職者2名
福利厚生費	2,638,641	2,638,641	0	社会保険料、健康診断の事業主負担分、常備薬等 給与手当費から138,641円充用
研修費	100,000	0	△ 100,000	
交際費	150,000	92,800	△ 57,200	御香典、お見舞い等
選挙費	0	0	0	選挙なし
総代会費	150,000	91,680	△ 58,320	総代会2回、会場代、議長御礼、会議諸費
その他会議費	100,000	74,840	△ 25,160	理事会2回、監事会3回、代表理事会2回、用水管理委 員会3回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,600,000	2,264,171	△ 335,829	・旅費交通費（出張、会議出席交通費、宿泊、駐車 場料金、理事研修交通費） 369,171  ・費用弁償（総代会2回、理事会2回、監事会3回、 代表理事会2回、三役会議2回、用水管理委員会3回、 負担金徴収委員会2回、理事研修 1,895,000
				計 2,264,171
通信運搬費	1,100,000	1,097,813	△ 2,187	電話、FAX、NHK受信料、賦課金通知書等郵送料、葉 書切手等
消耗什器備品費	600,000	438,158	△ 161,842	事務用品等購入、新聞購読料
印刷製本費	1,100,000	922,229	△ 177,771	議案書、封筒、賦課金通知書、中勢用水たより、概要 書、陳情書等（随意契約）
修繕費	1,300,000	954,665	△ 345,335	事務所内無線LAN保守、コピー機保守料等 （随意契約）
支払手数料	250,000	220,967	△ 29,033	振込手数料等
支払保険料	50,000	42,190	△ 7,810	自動車任意保険料（車番44-18）
支払負担金等	400,000	343,500	△ 56,500	加入している団体への年会費等 ・国営農業水利事業促進東海協議会 146,000 ・三重県大規模農業水利改良区協議会 30,000 ・三重県土地改良事業団体連合会 39,000 ・安濃ダム放流連絡協議会 20,000 ・その他三重県社会保険協会等 108,500
				計 343,500

業務委託費	2,450,000	2,184,442	△ 265,558	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収業務委託（手数料賦課金額の4%）8地区契約 雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺 一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区 193,990</li> <li>・その他業務委託 公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、 施設警備料、浄化槽維持管理費、事務所内清掃、 ゴミ回収等(随意契約) 1,990,452</li> </ul>
				計 2,184,442
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	35,338	△ 214,662	出前講座諸費等
事務所費支出				
修繕費	300,000	0	△ 300,000	事務所の維持管理費に要する経費
水道光熱費	130,000	82,420	△ 47,580	水道、自動車燃料等
賃借料	450,000	440,880	△ 9,120	パソコン、車（車番4418アクア）のリース料等
	36,377,830	34,139,708	△ 2,238,122	
3 土地改良事業負担金支出				
都道府県営事業負担金支出				
安濃ダム負担金	24,372,000	24,372,000	0	国営造成施設県管理補助事業地元負担金（通過金）
水利施設等保全高度化事業負担金	40,859,300	40,859,300	0	令和3年度臨時総代会議決の債務負担行為の現年度化 ・高野尾花木の里（水利施設等保全高度化事業（高度水利機能確保基盤整備事業（簡易整備型）） ①出納整理期限内執行 11,637,500 ②出納整理期限後執行 2,062,500 計 13,700,000
				第51回通常総代会議決の債務負担行為の現年度化 ・中勢用水1期（基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（法律補助）） ①出納整理期限内執行 3,027,500 ②出納整理期限後執行 17,500,000 計 20,527,500
				・中勢用水2期（基幹農業水利施設ストックマネジメント事業（予算補助）） ①出納整理期限内執行 4,200,000 ②出納整理期限後執行 2,431,800 計 6,631,800
				合計 40,859,300
水利施設管理強化事業負担金	4,000,000	3,992,460	△ 7,540	出納整理期限後執行分は未払金。一方でこのための資金は積立資産を支出同日に取崩すため未収金となっている
	69,231,300	69,223,760	△ 7,540	

4 借入金返済支出 公庫資金償還金支出 償還金	16,443,104	16,443,104	0	(通過金) 元金のみを表示
	16,443,104	16,443,104	0	
5 支払利息 借入金利息 公庫資金借入金	535,874	535,874	0	(通過金) 利息のみを表示
	535,874	535,874	0	
6 固定資産取得支出 器具備品取得支出 器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	
7 特定資産積立支出 財政調整積立資産積立支出 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産積立支出 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産積立支出 災害対策積立資産 施設更新積立資産積立支出 施設更新積立資産	330,000	320,694	△ 9,306	預金利息
	8,002,000	8,000,320	△ 1,680	本年度積立 + 預金利息
	1,000	0	△ 1,000	預金利息
	20,460,000	20,455,167	△ 4,833	本年度積立 + 預金利息
	28,793,000	28,776,181	△ 16,819	
8 雑支出 過年度支出 過年度支出	100,000	0	△ 100,000	過年度賦課金の還付等
	100,000	0	△ 100,000	
9 他会計繰出額 収益事業会計繰出金 支出 収益事業会計繰出金	1,000,000	0	△ 1,000,000	
	1,000,000	0	△ 1,000,000	
10 繰越金 次年度繰越金 次年度繰越金	45,944,880	57,712,488	11,767,608	
	45,944,880	57,712,488	11,767,608	
11 予備費 予備費 予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合計	317,347,969	317,510,680	162,711	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

収支決算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金（預りを含む）、未収金、未払金としている。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高	附 記	
現金及び預金	61,516,286	67,291,141	職員、退職者の社会保険料個人負担分預り金を含む	769,082
未収金	13,374,155	25,642,351	施設更新積立資産取崩収入 (花木の里/令和5年度事業出納整理期限後執行分)	2,062,500
			(中勢用水1.2期/令和5年度事業出納整理期限後執行分)	19,931,800
			補助金(津市)	2,575,000
			他目的使用料(中勢支所分担金3月分)	121,854
			収益事業会計繰入金	951,197
			計	25,642,351
合計	74,890,441	92,933,492		
未払金	5,325,666	35,221,004	水利施設等保全高度化事業負担金(市ルートで県に支払い) (花木の里/令和5年度事業出納整理期限後執行分)	2,062,500
			(中勢用水1.2期/令和5年度事業出納整理期限後執行分)	19,931,800
			水利施設等強化事業	3,992,460
			退職金(2名)	5,727,830
			福利厚生費(社会保険料2,3月分他)	1,446,882
			通信運搬費(NTT西日本水利施設回線専用料3月使用分)	583,090
			その他11件	707,360
			計	34,451,922
合計	5,325,666	35,221,004		
次期繰越収支差額	69,564,775	57,712,488	(令和5年度農地転用決済金含む)	

3 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

4 科目間の流用及び予備費の充用

(1) 科目間流用

(款) 土地改良事業費 (項) 維持管理費支出 (目) 修繕費より (目) 消耗什器備品費に流用 1,578  
(款) 一般管理費支出 (項) 運営事務費支出 (目) 給与手当より (目) 福利厚生費に流用 138,641

(2) 予備費の充用

該当なし

5 その他の収支の状況に関する特記事項

該当なし



貸 借 対 照 表  
令和 6年 3月31日 現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	67,291,141	61,516,286	5,774,855
未収賦課金等	954,093	997,633	△ 43,540
その他未収金	25,642,351	13,374,155	12,268,196
前 払 金	972,192	972,192	0
貯 蔵 品	402,600	402,600	0
流動資産合計	95,262,377	77,262,866	17,999,511
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	2,115,911,657	2,379,550,242	△ 263,638,585
受託土地改良施設使用収益権	6	6	0
財政調整積立資産	77,271,447	88,588,253	△ 11,316,806
職員退職給付引当積立資産	64,518,494	62,246,004	2,272,490
災害対策積立資産	18,043,765	18,043,765	0
施設更新積立資産	287,658,895	274,568,671	13,090,224
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000	17,422,000	18,865,000
特定資産合計	2,599,691,264	2,840,418,941	△ 240,727,677
(3) その他固定資産			
土 地	3,353,220	3,353,220	0
建 物	3,243,923	3,583,493	△ 339,570
車両運搬具	4	4	0
器具 備品	375,433	541,494	△ 166,061
ソフトウェア	1	25,200	△ 25,199
長期未収賦課金等	1,372,809	1,343,310	29,499
長期前払費用	6,805,413	7,777,605	△ 972,192
その他固定資産合計	15,150,803	16,624,326	△ 1,473,523
固定資産合計	2,614,842,067	2,857,043,267	△ 242,201,200
資産合計	2,710,104,444	2,934,306,133	△ 224,201,689
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	35,221,004	5,325,666	29,895,338
賞与引当金	5,964,849	6,110,375	△ 145,526
防災減災機能等事業拠出金短期未払金	120,000	260,000	△ 140,000
流動負債合計	41,305,853	11,696,041	29,609,812
2 固定負債			
防災減災機能等事業拠出金長期未払金	360,000	0	360,000
職員退職給付引当金	64,518,494	62,246,004	2,272,490
固定負債合計	64,878,494	62,246,004	2,632,490
負債合計	106,184,347	73,942,045	32,242,302

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益	2,115,911,618	2,379,550,203	△ 263,638,585
指定正味財産合計	2,115,911,618	2,760,750,892	△ 644,839,274
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	2,115,911,618	2,760,750,931	△ 644,839,313
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	488,008,479	99,613,196	388,395,283
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	419,261,152	17,422,006	401,839,146
正味財産合計	2,603,920,097	2,860,364,088	△ 256,443,991
負債及び正味財産合計	2,710,104,444	2,934,306,133	△ 224,201,689

中勢用水土地改良区

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入			
経常賦課金	114,115,559	114,114,917	642
転用決済金	13,088,089	20,372,280	△ 7,284,191
負担金	13,021,148	13,146,678	△ 125,530
附帯事業収入			
他目的使用料	1,099,081	1,340,078	△ 240,997
特定資産運用収入			
特定資産受取利息	403,600	486,934	△ 83,334
受取補助金等			
補助金	14,815,000	7,745,000	7,070,000
受取交付金			
適正化事業交付金	1,400,000	0	1,400,000
雑 収 入			
受取利息等	877	838	39
受取過怠金	68,250	50,500	17,750
雑 収 入	430,955	348,880	82,075
他会計繰入金			
収益事業会計からの繰入金	951,197	9,289,406	△ 8,338,209
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益	263,638,585	263,638,585	0
経常収入計	423,032,341	430,534,096	△ 7,501,755
(2) 経常支出			
土地改良事業費			
維持管理費	86,761,689	76,944,452	9,817,237
適正化事業費	2,026,786	0	2,026,786
その他事業費	12,451,014	18,231,926	△ 5,780,912
委託業務費	4,080,861	4,481,909	△ 401,048
受託業務費	0	0	0
減価償却費			
所有土地改良施設減価償却費	263,638,585	263,638,585	0
減価償却費	530,823	579,046	△ 48,223
一般管理費			
運営事務費	27,857,415	27,632,620	224,795
事務所費	523,300	540,767	△ 17,467
賞与引当金繰入	5,964,849	6,110,375	△ 145,526
職員退職給付引当積立資産繰入	8,000,320	8,001,084	△ 764
土地改良事業負担金			
水利施設等保全高度化事業	3,992,460	0	3,992,460
他会計繰出金			
収益事業会計への繰出金	0	1,000,000	△ 1,000,000
経常支出計	415,828,102	407,160,764	8,667,338
当期経常増減額	7,204,239	23,373,332	△ 16,169,093

## 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
過年度修正	0	45	△ 45
経常外収入計	0	45	△ 45
(2) 経常外支出			
不納 欠損	0	22,705	△ 22,705
有価証券売却損	9,638	0	9,638
固定資産除却損	7	12	△ 5
経常外支出計	9,645	22,717	△ 13,072
当期経常外増減額	△ 9,645	△ 22,672	13,027
当期一般正味財産増減額	388,395,283	18,860,084	369,535,199
一般正味財産期首残高	99,613,196	80,753,112	18,860,084
一般正味財産期末残高	488,008,479	99,613,196	388,395,283
II 指定正味財産増減の部			
所有土地改良施設受贈益	2,115,911,618	2,379,550,203	△ 263,638,585
一般正味財産への振替額	△ 644,839,274	△ 263,638,585	△ 381,200,689
当期指定正味財産増減額	△ 644,839,274	2,384,040,779	△ 3,028,880,053
指定正味財産期首残高	2,760,750,892	376,710,113	2,384,040,779
指定正味財産期末残高	2,115,911,618	2,760,750,892	△ 644,839,274
III 正味財産期末残高	2,603,920,097	2,860,364,088	△ 256,443,991

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

土地改良区会計基準(令和3年12月20日付け3農振第2007号、農林水産省農村振興局長通知)を採用している。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法
  - ② その他の有価証券  
市場価格のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格(売却原価は移動平均法)  
市場価格のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法
- (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法  
移動平均法に基づく原価法を採用している。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 土地改良施設等の減価償却の方法  
定額法を採用している。
  - ② その他固定資産の減価償却の方法  
定額法を採用している。  
貸借対照表評価額は直接法による。
- (5) 引当金の計上基準
  - ① 賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ② 職員退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
- (6) 積立金の計上基準
  - ① 財政調整積立資産  
公益事業会計に欠損が生じた場合に補填するため計上している。
  - ② 職員退職給付引当積立資産  
職員の退職金の支給に備えるため、支給見込み額のうち必要額を計上している。
  - ③ 災害対策積立資産  
土地改良施設の漏水等の突発事故、濁水及び災害による不時の損失に充当するため計上している
  - ④ 施設更新積立資産  
土地改良施設の更新・改良及び修繕のため計上している。
  - ⑤ 土地改良施設建設仮勘定  
土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前(建設中)の土地改良区の負担相当額を計上している。
- (7) リース取引の処理方法
  - ① ファイナンス・リース取引
    - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。)  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
    - イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
  - ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(8) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込経理方式を採用している。

(9) その他  
該当なし

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更  
該当なし

(2) 表示方法の変更  
該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	2,379,550,242	0	263,638,585	2,115,911,657
受託土地改良施設使用収益権	6	0	0	6
財政調整積立資産	88,588,253	320,694	11,637,500	77,271,447
職員退職給付引当積立資産	62,246,004	8,000,320	5,727,830	64,518,494
災害対策積立資産	18,043,765	0	0	18,043,765
施設更新積立資産	274,568,671	20,455,167	7,364,943	287,658,895
土地改良施設建設仮勘定	17,422,000	18,865,000	0	36,287,000
小 計	2,840,418,941	47,641,181	288,368,858	2,599,691,264
合 計	2,840,418,941	47,641,181	288,368,858	2,599,691,264

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	2,115,911,657	2,115,911,618	39	0
受託土地改良施設使用収益権	6	0	6	0
財政調整積立資産	77,271,447	0	77,271,447	0
職員退職給付引当積立資産	64,518,494	0	0	64,518,494
災害対策積立資産	18,043,765	0	18,043,765	0
施設更新積立資産	287,658,895	0	287,658,895	0
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000	0	36,287,000	0
小 計	2,599,691,264	2,115,911,618	419,261,152	64,518,494
合 計	2,599,691,264	2,115,911,618	419,261,152	64,518,494

5 担保に供している資産

該当なし

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物	10,290,000	7,046,077	3,243,923	339,570
車両運搬具	5,709,827	5,709,823	4	0
器具備品	9,848,983	9,473,550	375,433	166,054
ソフトウェア	378,000	377,999	1	25,199
合 計	26,226,810	22,607,449	3,619,361	530,823

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額	総額	総額	総額
	9,531,379,088	7,415,467,431	2,115,911,657	263,638,585
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	39	0	39	0
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
	9,531,379,049	7,415,467,431	2,115,911,618	263,638,585
合 計	9,531,379,088	7,415,467,431	2,115,911,657	263,638,585

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
受託土地改良施設使用収益権	総額	総額	総額	総額
	6	0	6	0
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	6	0	6	0
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
	0	0	0	0
合 計	6	0	6	0

(注) 受託土地改良施設使用収益権の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
36,287,000	0	0
合 計	0	0

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債（第143回）財政調整積立資産	19,873,534	21,683,400	1,809,866
合 計	19,873,534	21,683,400	1,809,866

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
水利施設管理強化事業	国・三重県	0	8,000,000	8,000,000	0	
国営等関連特別県単事業	国・三重県	0	3,200,000	3,200,000	0	
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	津市					
市単工事	国・三重県 津市	0	2,695,000	2,695,000	0	
小 計		0	920,000	920,000	0	
助成金		0	0	0	0	
小 計		0	0	0	0	
合 計		0	14,815,000	14,815,000	0	

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収入への振替額	
所有土地改良施設受贈益	263,638,585
合 計	263,638,585

10 関連当事者との取引の内容

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他

(1) 長期借入金について

公庫資金等長期借入金は、当改良区が契約主体となって県営かんがい排水事業の地元負担分を借入れたものである。しかしながら、償還財源である特別負担金は当改良区を通過するだけであり

(改良区ルート)、経済的実態を鑑み貸借対照表に計上していない。

事業名 県営かんがい排水事業 (中勢地区) 借入先 日本政策金融公庫津支店

(単位：円)

整理 番号	借 入 年月日	利率 (%)	借入金 総額	償還期限	当該年度 償還額	償還額 累計	未償還額	備考
1	H11.10.27	1.75	97,125,000	R6.3.20	5,697,790	97,125,000	0	
2	H12.3.29	2.05	36,060,000	R6.3.20	2,171,454	36,060,000	0	
3	H13.3.29	1.75	63,573,000	R7.3.20	3,665,341	59,843,520	3,729,480	
4	H13.11.14	1.75	99,750,000	R8.3.20	4,908,519	89,673,766	10,076,234	
合 計			296,508,000		16,443,104	282,702,286	13,805,714	



## (2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度特別負担金及び決算承認を経た農地転用決済金のうち  
 県営事業分を償還資金に充当する予定である。

## (3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

区分	調定年度		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	備考
流動資産	令和5年度	経常賦課金	63	-	0	954,093	
		小計	63	-	0	954,093	
固定資産	令和4年度	経常賦課金	49	997,633	256,890	740,743	
	令和3年度	経常賦課金	15	455,360	245,027	210,333	
	令和2年度	経常賦課金	15	374,766	161,834	212,932	
	令和1年度	経常賦課金	8	311,196	179,621	131,575	
	平成30年度	経常賦課金	1	63,687	25,074	38,613	
	平成29年度	経常賦課金	1	58,551	19,938	38,613	
	平成28年度	経常賦課金	0	19,938	19,938	0	
	平成27年度	経常賦課金	0	19,938	19,938	0	
	平成26年度	経常賦課金	0	19,937	19,937	0	
	平成25年度	経常賦課金	0	19,937	19,937	0	
			小計	89	2,340,943	968,134	1,372,809
合 計			152	2,340,943	968,134	2,326,902	

## (4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	6,110,375	5,964,849	6,110,375	0	5,964,849
職員退職給付引当金	62,246,004	8,000,320	5,727,830	0	64,518,494
合 計	68,356,379	13,965,169	11,838,205	0	70,483,343

財 産 目 録  
令和 6年 3月31日 現在

公益事業会計

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	67,291,141		
未収賦課金等	954,093		
その他未収金	25,642,351		
前 払 金	972,192		
貯 蔵 品	402,600		
流動資産合計		95,262,377	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0		
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	2,115,911,657		
受託土地改良施設使用収益権	6		
財政調整積立資産	77,271,447		
職員退職給付引当積立資産	64,518,494		
災害対策積立資産	18,043,765		
施設更新積立資産	287,658,895		
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000		
特定資産合計	2,599,691,264		
(3) その他固定資産			
土 地	3,353,220		
建 物	3,243,923		
車両運搬具	4		
器具 備品	375,433		
ソフトウェア	1		
長期未収賦課金等	1,372,809		
長期前払費用	6,805,413		
その他固定資産合計	15,150,803		
固定資産合計		2,614,842,067	
3 繰延資産			
繰延資産合計		0	
資産合計			2,710,104,444
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	35,221,004		
賞与引当金	5,964,849		
防災減災機能等事業拠出金短期未払金	120,000		
流動負債合計		41,305,853	
2 固定負債			
防災減災機能等事業拠出金長期未払金	360,000		
職員退職給付引当金	64,518,494		
固定負債合計		64,878,494	
負債合計			106,184,347
III 正味財産の部			2,603,920,097

## 第3号議案

### 令和5年度収益事業会計収支決算の承認について

令和5年度収益事業会計収支決算について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

「第1号議案 令和5年度事業報告の承認について」に同じ。

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

## 令和5年度 収益事業会計収支決算書

	収入	支出
予算額	28,494,595 円	28,494,595 円
決算額	23,885,429 円	23,885,429 円

収入

単位：円

款項目	予算額	決算額	増減	附記
1 発電事業収入				
発電収入				
売電収入	27,000,000	23,390,098	△ 3,609,902	(29円/ k Wh)
	27,000,000	23,390,098	△ 3,609,902	
2 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
欠損調整積立資産	100	88	△ 12	
災害準備積立資産	100	210	110	
建設改良積立資産	100	469	369	
修繕引当資産	100	364	264	
	400	1,131	731	
3 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	494,095	494,095	0	電気料金高騰対策事業補助金収入 令和5年4月から令和5年10月分の電気料金の高騰分を三重県が支援
	494,095	494,095	0	
4 雑収入				
受取利息配当金収入				
受取利息	100	105	5	預金利息
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
	100	105	5	
5 特定資産取崩収入				特定資産を取り崩すことで生じる収入
欠損調整積立資産取崩収入				
欠損調整積立資産	0	0	0	
災害準備積立資産取崩収入				
災害準備積立資産	0	0	0	
建設改良積立資産取崩収入				
建設改良積立資産	0	0	0	
修繕引当資産取崩収入				
修繕引当資産	0	0	0	
	0	0	0	
6 他会計繰入金				
公益事業会計繰入金				
公益事業会計繰入金	1,000,000	0	△ 1,000,000	
	1,000,000	0	△ 1,000,000	
7 繰越金				
前年度繰越金				
前年度繰越金	0	0	0	令和5年3月末預金残高 9,434,275円
	0	0	0	
合計	28,494,595	23,885,429	△ 4,609,166	

款項目	予算額	決算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	3,500,000	3,489,620	△ 10,380	給与、諸手当
法定福利費	600,000	572,070	△ 27,930	社会保険料等（公益事業会計と異なり、発電会計の手引 きに従って法定福利費と福利厚生費に分けている）
福利厚生費	30,000	12,242	△ 17,758	健康診断等
管理委託費	278,520	278,520	0	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	1,000,000	0	△ 1,000,000	修繕、整備
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	50,000	2,936	△ 47,064	工具、器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料（車番541）
損害等保険料	191,880	175,940	△ 15,940	火災保険、自動車任意保険（車番541）
購入電気料金				
発電所電力料	250,000	230,187	△ 19,813	発電所使用電気料金、遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	6,500,000	6,128,268	△ 371,732	中央管理事務所、国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	2,000,000	1,966,800	△ 33,200	発電施設設備保守点検業務、消防点検
回線使用料	0	0	0	
雑費	0	0	0	
	15,072,588	13,528,771	△ 1,543,817	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
研修費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット通信費等、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託
租税公課	863,200	863,200	0	消費税簡易課税制度選択
雑費	1,000	0	△ 1,000	
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	事務所の維持管理等に要する経費
水道光熱費	180,000	161,130	△ 18,870	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	0	△ 1,000	
	1,375,200	1,354,330	△ 20,870	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	600,200	600,088	△ 112	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,500,500	1,500,210	△ 290	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	3,351,000	3,350,469	△ 531	
修繕引当資産積立支出				
修繕引当資産	2,601,000	2,600,364	△ 636	
	8,052,700	8,051,131	△ 1,569	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 他会計繰出金				
公益事業会計繰出金支出				
公益事業会計繰出金	3,994,107	951,197	△ 3,042,910	維持管理費、職員退職給付引当積立資産等へ充当
	3,994,107	951,197	△ 3,042,910	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合計	28,494,595	23,885,429	△ 4,609,166	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

#### 収支決算書に対する注記

##### 1 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び預金、未収金、未払金としている。

##### 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高	附 記
現金及び預金	9,434,275	1,152,308	
未収金	0	0	
合計	9,434,275	1,152,308	
未払金	9,434,275	1,152,308	他会計繰出金 951,197 その他購入電気料等6件 201,111
合計	9,434,275	1,152,308	
次期繰越収支差額	0	0	

##### 3 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

##### 4 科目間の流用及び予備費の充用

###### (1) 科目間流用

該当なし

###### (2) 予備費の充用

該当なし

##### 5 その他の収支の状況に関する特記事項

該当なし

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	1,152,308	9,434,275	△ 8,281,967
流動資産合計	1,152,308	9,434,275	△ 8,281,967
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	93,828,994	111,341,640	△ 17,512,646
欠損調整積立資産	5,000,813	4,400,725	600,088
災害準備積立資産	12,001,890	10,501,680	1,500,210
建設改良積立資産	26,879,241	23,528,772	3,350,469
修繕引当資産	20,801,456	18,201,092	2,600,364
特定資産合計	158,512,394	167,973,909	△ 9,461,515
(3) その他固定資産			
発電専用構造物	45,630	63,882	△ 18,252
その他固定資産合計	45,630	63,882	△ 18,252
固定資産合計	158,558,024	168,037,791	△ 9,479,767
資産合計	159,710,332	177,472,066	△ 17,761,734
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,152,308	9,434,275	△ 8,281,967
流動負債合計	1,152,308	9,434,275	△ 8,281,967
2 固定負債			
修繕引当金	20,801,456	18,201,092	2,600,364
固定負債合計	20,801,456	18,201,092	2,600,364
負債合計	21,953,764	27,635,367	△ 5,681,603
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益	93,828,967	111,341,613	△ 17,512,646
指定正味財産合計	93,828,967	149,772,790	△ 55,943,823
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	93,828,967	149,772,817	△ 55,943,850
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	43,927,601	63,909	43,863,692
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	43,881,971	0	43,881,971
正味財産合計	137,756,568	149,836,699	△ 12,080,131
負債及び正味財産合計	159,710,332	177,472,066	△ 17,761,734

正味財産増減計算書  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

収益事業会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
発電事業収入			
売電収入	23,390,098	31,180,332	△ 7,790,234
特定資産運用収入			
特定資産受取利息	1,131	970	161
受取補助金等			
受取補助金	494,095	320,926	173,169
雑 収 入			
受取利息配当金	105	102	3
他会計繰入金			
公益事業会計からの繰入金	0	1,000,000	△ 1,000,000
固定資産受贈益			
所有土地改良施設受贈益	17,512,646	17,512,646	0
経常収入計	41,398,075	50,014,976	△ 8,616,901
(2) 経常支出			
発電事業費			
人 件 費	4,352,452	4,317,665	34,787
修 繕 費	0	0	0
修繕引当資産繰入	2,600,364	2,600,312	52
水利利用料	375,188	375,188	0
諸 費	475,876	447,870	28,006
購入電気料金	230,187	153,073	77,114
管理施設電気料金	6,128,268	7,014,958	△ 886,690
発電所維持管理費	1,966,800	1,632,400	334,400
減価償却費	18,252	18,252	0
所有土地改良施設減価償却費	17,512,646	17,512,646	0
一般管理費			
運営事務費	1,193,200	1,107,800	85,400
事務所費	161,130	113,000	48,130
他会計繰出金			
公益事業会計への繰出金	951,197	9,289,406	△ 8,338,209
経常支出計	35,965,560	44,582,570	△ 8,617,010
当期経常増減額	5,432,515	5,432,406	109
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
過年度修正	0	27	△ 27
経常外収入計	0	27	△ 27
(2) 経常外支出			
経常外支出計	0	0	0
当期経常外増減額	0	27	△ 27
当期一般正味財産増減額	43,863,692	△ 18,225	43,881,917
一般正味財産期首残高	63,909	82,134	△ 18,225
一般正味財産期末残高	43,927,601	63,909	43,863,692
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 55,943,823	116,792,271	△ 172,736,094
指定正味財産期首残高	149,772,790	32,980,519	116,792,271
指定正味財産期末残高	93,828,967	149,772,790	△ 55,943,823
III 正味財産期末残高	137,756,568	149,836,699	△ 12,080,131



## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

土地改良区会計基準（令和3年12月20日付け3農振第2007号、農林水産省農村振興局長通知）を採用している。

（1）資産の評価基準及び評価方法  
該当なし

（2）固定資産の減価償却の方法  
① 土地改良施設等の減価償却の方法  
定額法を採用している。

② その他固定資産の減価償却の方法  
定額法を採用している。  
貸借対照表評価額は直接法による。

（3）引当金の計上基準  
① 修繕引当金  
発電施設において将来の大規模な修繕に備え計上している。

（4）積立金の計上基準  
① 欠損調整積立資産  
収益事業会計に欠損金が生じた場合に補填するため、計画年間売電収入の1/2を限度として計上している。  
② 災害準備積立資産  
発電施設の災害による不時の損失経費に充当するため、発電施設建設の総建設費の25%を限度として計上している。  
③ 建設改良積立資産  
発電施設を改良・更新するため、施設の改良・更新に必要な総建設費に対する40%を限度として計上している。

（5）リース取引の処理方法  
① ファイナンス・リース取引  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）  
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

（6）消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込経理方式を採用している。

（7）その他  
該当なし

### 2 重要な会計方針の変更

（1）会計処理の原則又は手続の変更  
該当なし

（2）表示方法の変更  
該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	111,341,640	0	17,512,646	93,828,994
欠損調整積立資産	4,400,725	600,088	0	5,000,813
災害準備積立資産	10,501,680	1,500,210	0	12,001,890
建設改良積立資産	23,528,772	3,350,469	0	26,879,241
修繕引当資産	18,201,092	2,600,364	0	20,801,456
小 計	167,973,909	8,051,131	17,512,646	158,512,394
合 計	167,973,909	8,051,131	17,512,646	158,512,394

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	93,828,994	93,828,967	27	0
欠損調整積立資産	5,000,813	0	5,000,813	0
災害準備積立資産	12,001,890	0	12,001,890	0
建設改良積立資産	26,879,241	0	26,879,241	0
修繕引当資産	20,801,456	0	0	20,801,456
小 計	158,512,394	93,828,967	43,881,971	20,801,456
合 計	158,512,394	93,828,967	43,881,971	20,801,456

5 担保に供している資産

該当なし

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
発電構造物	182,520	136,890	45,630	18,252
合 計	182,520	136,890	45,630	18,252

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額 234,390,240	総額 140,561,246	総額 93,828,994	総額 17,512,646
	内訳 土地改良区 27	内訳 土地改良区 0	内訳 土地改良区 27	内訳 土地改良区 0
	国・県・その他 234,390,213	国・県・その他 140,561,246	国・県・その他 93,828,967	国・県・その他 17,512,646
合 計	234,390,240	140,561,246	93,828,994	17,512,646

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

平成28年3月31日付で条例（昭和39年三重県条例第16号「財産の交換、無償譲渡、無償貸し付け等に関する条例」第3条第1項）に基づき無償で三重県より譲り受けた資産については、当中勢用水土地改良区の負担分がないことから0円で評価している。

7 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 電気料金高騰対策事業	三重県	0	494,095	494,095	0	
小計		0	494,095	494,095	0	
助成金		0	0	0	0	
小計		0	0	0	0	
合計		0	494,095	494,095	0	

8 国庫納付算定対象額  
国庫納付算定対象額については、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	金額
(収入)	
売電収入	23,390,098
その他の収入（利息等）	495,331
収入計	23,885,429
(支出)	
買電費用	6,358,455
発電施設の運営経費（施設操作に必要な費用、減価償却費）	8,542,898
発電施設との共用部分の水路・取水施設等の維持管理費	0
発電施設の運営経費（積立資産積立）	8,051,131
土地改良施設全体の維持管理費（共用部分を除く）	951,197
支出計	23,903,681
国庫納付算定対象額（収入－支出）	0

- 9 共用部分の水路・取水施設等の維持管理費と土地改良施設全体の維持管理費の内訳  
 共用部分の水路・取水施設等の維持管理費と土地改良施設全体の維持管理費の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

	①土地改良施設全体の維持管理費	②共用部分の水路・貯水施設等の維持管理費 売電収入充当額	③共用部分を除く土地改良施設の維持管理費 売電収入充当額	④共用部分と共用部分を除く土地改良施設の維持管理費 売電収入充当以外
合計	105,320,350	0	951,197	104,369,153

- 10 積立資産への充当額  
 積立資産への充当額は、次のとおりである。

(単位：円)

欠損調整積立資産	災害準備積立資産	建設改良積立資産	修繕引当積立資産	合計
600,088	1,500,210	3,350,469	2,600,364	8,051,131

- 11 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収入への振替額 所有土地改良施設受贈益	17,512,646
合 計	17,512,646

- 12 関連当事者との取引の内容  
 該当なし

- 13 重要な後発事象  
 該当なし

- 14 その他  
 (1) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
修繕引当金	18,201,092	2,600,364	0	0	20,801,456
合 計	18,201,092	2,600,364	0	0	20,801,456

## 財 産 目 録

令和 6年 3月31日 現在

収益事業会計

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	1,152,308	
流動資産合計		1,152,308
2 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産合計	0	
(2) 特定資産		
所有土地改良施設	93,828,994	
欠損調整積立資産	5,000,813	
災害準備積立資産	12,001,890	
建設改良積立資産	26,879,241	
修繕引当資産	20,801,456	
特定資産合計	158,512,394	
(3) その他固定資産		
発電専用構造物	45,630	
その他固定資産合計	45,630	
固定資産合計		158,558,024
3 繰延資産		
繰延資産合計		0
資産合計		159,710,332
II 負債の部		
1 流動負債		
未 払 金	1,152,308	
流動負債合計		1,152,308
2 固定負債		
修繕引当金	20,801,456	
固定負債合計		20,801,456
負債合計		21,953,764
III 正味財産の部		137,756,568

## 第4号議案

### 令和5年度会計財務諸表総括及び財産目録の承認について

令和5年度会計財務諸表総括及び財産目録について、次のとおり承認を求める。

〈 取扱規定 〉

「第1号議案 令和5年度事業報告の承認について」に同じ。

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

## 貸借対照表 総括表

令和 6 年 3月31日 現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
現金及び預金	67,291,141	1,152,308		68,443,449
未収賦課金等	954,093	0		954,093
その他未収金	25,642,351	0	△ 951,197	24,691,154
前 払 金	972,192	0		972,192
貯 蔵 品	402,600	0		402,600
流動資産合計	95,262,377	1,152,308	△ 951,197	95,463,488
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産合計	0	0		0
(2) 特定資産				
所有土地改良施設	2,115,911,657	93,828,994		2,209,740,651
受託土地改良施設使用収益権	6	0		6
財政調整積立資産	77,271,447	0		77,271,447
職員退職給付引当積立資産	64,518,494	0		64,518,494
災害対策積立資産	18,043,765	0		18,043,765
施設更新積立資産	287,658,895	0		287,658,895
欠損調整積立資産	0	5,000,813		5,000,813
災害準備積立資産	0	12,001,890		12,001,890
建設改良積立資産	0	26,879,241		26,879,241
修繕引当資産	0	20,801,456		20,801,456
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000	0		36,287,000
特定資産合計	2,599,691,264	158,512,394		2,758,203,658
(3) その他固定資産				
土 地	3,353,220	0		3,353,220
建 物	3,243,923	0		3,243,923
発電専用構造物	0	45,630		45,630
車両運搬具	4	0		4
器具 備品	375,433	0		375,433
ソフトウェア	1	0		1
長期未収賦課金等	1,372,809	0		1,372,809
長期前払費用	6,805,413	0		6,805,413
その他固定資産合計	15,150,803	45,630		15,196,433
固定資産合計	2,614,842,067	158,558,024		2,773,400,091
資産合計	2,710,104,444	159,710,332	△ 951,197	2,868,863,579
II 負債の部				
1 流動負債				
未 払 金	35,221,004	1,152,308	△ 951,197	35,422,115
賞与引当金	5,964,849	0		5,964,849
防災減災機能等事業拠出金短期未払金	120,000	0		120,000
流動負債合計	41,305,853	1,152,308	△ 951,197	41,506,964
2 固定負債				
防災減災機能等事業拠出金長期未払金	360,000	0		360,000
職員退職給付引当金	64,518,494	0		64,518,494
修繕引当金	0	20,801,456		20,801,456
固定負債合計	64,878,494	20,801,456		85,679,950
負債合計	106,184,347	21,953,764	△ 951,197	127,186,914

## 貸借対照表総括表

令和 6 年 3月31日 現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	内部取引消去	合計
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
所有土地改良施設受贈益	2,115,911,618	93,828,967		2,209,740,585
指定正味財産合計	2,115,911,618	93,828,967		2,209,740,585
(うち基本財産への充当額)	0	0		0
(うち特定資産への充当額)	2,115,911,618	93,828,967		2,209,740,585
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	488,008,479	43,927,601		531,936,080
(うち基本財産への充当額)	0	0		0
(うち特定資産への充当額)	419,261,152	43,881,971		463,143,123
正味財産合計	2,603,920,097	137,756,568		2,741,676,665
負債及び正味財産合計	2,710,104,444	159,710,332	△ 951,197	2,868,863,579



## 正味財産増減計算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益事業会計	収益事業会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入	140,224,796	0		140,224,796
附帯事業収入	1,099,081	23,390,098		24,489,179
特定資産運用収入	403,600	1,131		404,731
受取補助金等	14,815,000	494,095		15,309,095
受取交付金	1,400,000	0		1,400,000
雑収入	500,082	105		500,187
他会計繰入金	951,197	0	△ 951,197	0
固定資産受贈益	263,638,585	17,512,646		281,151,231
経常収入計	423,032,341	41,398,075	△ 951,197	463,479,219
(2) 経常支出				
土地改良事業費	105,320,350	0		105,320,350
附帯事業費	0	16,129,135		16,129,135
減価償却費	264,169,408	17,530,898		281,700,306
一般管理費	42,345,884	1,354,330		43,700,214
土地改良事業負担金	3,992,460	0		3,992,460
他会計繰出金	0	951,197	△ 951,197	0
経常支出計	415,828,102	35,965,560	△ 951,197	450,842,465
当期経常増減額	7,204,239	5,432,515		12,636,754
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
経常外収入計	0	0		0
(2) 経常外支出				
有価証券売却損	9,638	0		9,638
固定資産除却損	7	0		7
経常外支出計	9,645	0		9,645
当期経常外増減額	△ 9,645	0		△ 9,645
当期一般正味財産増減額	388,395,283	43,863,692		432,258,975
一般正味財産期首残高	99,613,196	63,909		99,677,105
一般正味財産期末残高	488,008,479	43,927,601		531,936,080
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△ 644,839,274	△ 55,943,823		△ 700,783,097
当期指定正味財産増減額	△ 644,839,274	△ 55,943,823		△ 700,783,097
指定正味財産期首残高	2,760,750,892	149,772,790		2,910,523,682
指定正味財産期末残高	2,115,911,618	93,828,967		2,209,740,585
III 正味財産期末残高	2,603,920,097	137,756,568		2,741,676,665

1 重要な会計方針

土地改良区会計基準（令和3年12月20日付け3農振第2007号、農林水産省農村振興局長通知）を採用している。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法
  - ② その他の有価証券  
市場価格のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格（売却原価は移動平均法）  
市場価格のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法
- (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法  
移動平均法に基づく原価法を採用している。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 土地改良施設等の減価償却の方法  
定額法を採用している。
  - ② その他固定資産の減価償却の方法  
定額法を採用している。  
貸借対照表評価額は直接法による。
- (5) 引当金の計上基準
  - ① 賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
  - ② 職員退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
  - ③ 修繕引当金  
発電施設において将来の大規模な修繕に備え計上している。
- (6) 積立金の計上基準
  - ① 財政調整積立資産  
公益事業会計に欠損が生じた場合に補填するため計上している。
  - ② 職員退職給付引当積立資産  
職員の退職金の支給に備えるため、支給見込み額のうち必要額を計上している。
  - ③ 災害対策積立資産  
土地改良施設の漏水等の突発事故、濁水及び災害による不時の損失に充当するため計上している。
  - ④ 施設更新積立資産  
土地改良施設の更新・改良及び修繕のため計上している。
  - ⑤ 欠損調整積立資産  
収益事業会計に欠損金が生じた場合補填するため、計画年間売電収入の1/2を限度として計上している。
  - ⑥ 災害準備積立資産  
発電施設の災害による不時の損失経費に充当するため、発電施設建設の総建設費の25%を限度として計上している。
  - ⑦ 建設改良積立資産  
発電施設を改良・更新するため、施設の改良・更新に必要な総建設費に対する40%を限度として計上している。
  - ⑧ 土地改良施設建設仮勘定  
土地改良区営土地改良事業において土地改良施設が完成する前（建設中）の土地改良区の負担相当額を計上している。

(7) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式を採用している。

(9) その他

該当なし

2 重要な会計方針の変更

(1) 会計処理の原則又は手続の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	2,490,891,882	0	281,151,231	2,209,740,651
受託土地改良施設使用収益権	6	0	0	6
財政調整積立資産	88,588,253	320,694	11,637,500	77,271,447
職員退職給付引当積立資産	62,246,004	8,000,320	5,727,830	64,518,494
災害対策積立資産	18,043,765	0	0	18,043,765
施設更新積立資産	274,568,671	20,455,167	7,364,943	287,658,895
欠損調整積立資産	4,400,725	600,088	0	5,000,813
災害準備積立資産	10,501,680	1,500,210	0	12,001,890
建設改良積立資産	23,528,772	3,350,469	0	26,879,241
修繕引当資産	18,201,092	2,600,364	0	20,801,456
土地改良施設建設仮勘定	17,422,000	18,865,000	0	36,287,000
小 計	3,008,392,850	55,692,312	305,881,504	2,758,203,658
合 計	3,008,392,850	55,692,312	305,881,504	2,758,203,658

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳  
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	—	—	—	—
小 計	0	0	0	0
特定資産				
所有土地改良施設	2,209,740,651	2,209,740,585	66	0
受託土地改良施設使用収益権	6	0	6	0
財政調整積立資産	77,271,447	0	77,271,447	0
職員退職給付引当積立資産	64,518,494	0	0	64,518,494
災害対策積立資産	18,043,765	0	18,043,765	0
施設更新積立資産	287,658,895	0	287,658,895	0
欠損調整積立資産	5,000,813	0	5,000,813	0
災害準備積立資産	12,001,890	0	12,001,890	0
建設改良積立資産	26,879,241	0	26,879,241	0
修繕引当資産	20,801,456	0	0	20,801,456
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000	0	36,287,000	0
小 計	2,758,203,658	2,209,740,585	463,143,123	85,319,950
合 計	2,758,203,658	2,209,740,585	463,143,123	85,319,950

5 担保に供している資産  
該当なし

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物	10,290,000	7,046,077	3,243,923	339,570
発電構造物	182,520	136,890	45,630	18,252
車両運搬具	5,709,827	5,709,823	4	0
器具備品	9,848,983	9,473,550	375,433	166,054
ソフトウェア	378,000	377,999	1	25,199
合 計	26,409,330	22,744,339	3,664,991	549,075

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額 9,765,769,328	総額 7,556,028,677	総額 2,209,740,651	総額 281,151,231
	内訳 土地改良区 66	内訳 土地改良区 0	内訳 土地改良区 66	内訳 土地改良区 0
	国・県・その他 9,765,769,262	国・県・その他 7,556,028,677	国・県・その他 2,209,740,585	国・県・その他 281,151,231
合 計	9,765,769,328	7,556,028,677	2,209,740,651	281,151,231

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

② 受託土地改良施設使用収益権

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
受託土地改良施設使用収益権	総額	総額	総額	総額
	6	0	6	0
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	6	0	6	0
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
	0	0	0	0
合 計	6	0	6	0

(注) 受託土地改良施設使用収益権の取得価額は、土地改良区の自己負担額を計上する。

(3) 土地改良施設建設仮勘定に係る補助金相当額については、次のとおりである。

(単位：円)

当期末残高	左のうち国庫補助金等	
	国費	都道府県費
36,287,000	0	0
合 計	0	0

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国債（第143回）財政調整積立資産	19,873,534	21,683,400	1,809,866
合 計	19,873,534	21,683,400	1,809,866

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
水利施設管理強化事業	国・三重県	0	8,000,000	8,000,000	0	
県単土地基盤整備事業	国・三重県 津市	0	3,200,000	3,200,000	0	
農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	国・三重県 津市	0	2,695,000	2,695,000	0	
市単工事	津市	0	920,000	920,000	0	
電気料金高騰対策事業	三重県	0	494,095	494,095	0	
小 計		0	15,309,095	15,309,095	0	
助成金						
小 計		0	0	0	0	
合 計		0	15,309,095	15,309,095	0	

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収入への振替額	
所有土地改良施設受贈益	281,151,231
合 計	281,151,231

10 関連当事者との取引の内容  
該当なし

11 重要な後発事象  
該当なし

12 その他

(1) 長期借入金について

公庫資金等長期借入金は、当改良区が契約主体となって県営かんがい排水事業の地元負担分を借入れたものである。しかしながら、償還財源である特別負担金は当改良区を通過するだけであり（改良区ルート）、経済的実態を鑑み貸借対照表に計上していない。

事業名 県営かんがい排水事業（中勢地区） 借入先 日本政策金融公庫津支店

(単位：円)

整理番号	借入年月日	利率(%)	借入金総額	償還期限	当該年度償還額	償還額累計	未償還額	備考
1	H11.10.27	1.75	97,125,000	R6.3.20	5,697,790	97,125,000	0	
2	H12.3.29	2.05	36,060,000	R6.3.20	2,171,454	36,060,000	0	
3	H13.3.29	1.75	63,573,000	R7.3.20	3,665,341	59,843,520	3,729,480	
4	H13.11.14	1.75	99,750,000	R8.3.20	4,908,519	89,673,766	10,076,234	
			296,508,000		16,443,104	282,702,286	13,805,714	

(2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度特別負担金及び決算承認を経た農地転用決済金のうち県営事業分を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

区分	調定年度		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	備考
流動資産	令和5年度	經常賦課金	63	-	0	954,093	
		合計	63	-	0	954,093	
固定資産	令和4年度	經常賦課金	49	997,633	256,890	740,743	
	令和3年度	經常賦課金	15	455,360	245,027	210,333	
	令和2年度	經常賦課金	15	374,766	161,834	212,932	
	令和1年度	經常賦課金	8	311,196	179,621	131,575	
	平成30年度	經常賦課金	1	63,687	25,074	38,613	
	平成29年度	經常賦課金	1	58,551	19,938	38,613	
	平成28年度	經常賦課金	0	19,938	19,938	0	
	平成27年度	經常賦課金	0	19,938	19,938	0	
	平成26年度	經常賦課金	0	19,937	19,937	0	
	平成25年度	經常賦課金	0	19,937	19,937	0	
		小計	89	2,340,943	968,134	1,372,809	
合計			152	2,340,943	968,134	2,326,902	

(4) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	6,110,375	5,964,849	6,110,375	0	5,964,849
職員退職給付引当金	62,246,004	8,000,320	5,727,830	0	64,518,494
修繕引当金	18,201,092	2,600,364	0	0	20,801,456
合計	86,557,471	16,565,533	11,838,205	0	91,284,799

財 産 目 録 総 括  
令和 6 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
現金(小口現金)(株)百五銀行他2行 7口	68,443,449	
未収賦課金等	954,093	
その他未収金	24,691,154	
前払金	972,192	
貯蔵品	402,600	
流動資産合計		95,463,488
2 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産合計	0	
(2) 特定資産		
所有土地改良施設	2,209,740,651	
受託土地改良施設使用収益権	6	
財政調整積立資産	77,271,447	
(株)百五銀行他1行 2口		
職員退職給付引当積立資産	64,518,494	
津安芸農業協同組合 1口		
災害対策積立資産	18,043,765	
津安芸農業協同組合 1口		
施設更新積立資産	287,658,895	
(株)百五銀行他1行 2口		
欠損調整積立資産	5,000,813	
(株)百五銀行 1口		
災害準備積立資産	12,001,890	
(株)百五銀行 1口		
建設改良積立資産	26,879,241	
(株)百五銀行 1口		
修繕引当資産	20,801,456	
(株)百五銀行 1口		
土地改良施設建設仮勘定	36,287,000	
特定資産合計	2,758,203,658	
(3) その他固定資産		
土地	3,353,220	
津市納所町520番地他 543.0㎡		
建物	3,243,923	
倉庫兼車庫 148.2㎡		
発電構造物	45,630	
スクリーン防塵ネット 150.0㎡		
車両運搬具	4	
管理車両等4台		
器具備品	375,433	
ポンプ他		
ソフトウェア	1	
賦課・会計システム		
長期未収賦課金等	1,372,809	
長期前払費用	6,805,413	
その他固定資産合計	15,196,433	
固定資産合計		2,773,400,091
3 繰延資産		
繰延資産合計		0
資産合計		2,868,863,579
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	35,422,115	
賞与引当金	5,964,849	
防災減災機能等事業拠出金短期未払金	120,000	
流動負債合計		41,506,964
2 固定負債		
防災減災機能等事業拠出金長期未払金	360,000	
職員退職給付引当金	64,518,494	
修繕引当金	20,801,456	
固定負債合計		85,679,950
負債合計		127,186,914
III 正味財産の部		2,741,676,665



## 独立監査人監査報告

令和5年度財務諸表等につきまして、独立監査人による監査を受け、令和6年6月14日付で次のとおり監査意見の表明がありましたので、ここにご報告いたします。

〈 取扱規定 〉

(役員を選任等)

土地改良法第18条(抜粋) 土地改良区に、役員として理事及び監事を置く。  
6 土地改良区の監事(設立当時の監事を除く。)のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(土地改良区の監事の要件の例外)

土地改良法施行規則第21条の4(抜粋) 法第十八条第六項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公認会計士(公認会計士法(昭和三十二年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査又は指導を受ける場合(以下省略)

令和6年9月27日

中勢用水土地改良区

理事長 田村 宗博



独立監査人の監査報告書

令和6年6月14日

中勢用水土地改良区  
理事会 御中

赤塚公認会計士事務所

公認会計士 赤塚 法生



<財務諸表等監査>

私は、土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務諸表等（土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <財産目録に対する意見>

私は、土地改良法第 18 条 6 項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和 6 年 3 月 31 日現在の財産目録（土地改良区会計基準第 7 に規定する法人単位財産目録に限る。以下同じ。）について監査を行った。

#### 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

#### 監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 財産目録に対する監査意見

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる土地改良区会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査結果概要報告書

中勢用水土地改良区

理事長 田村宗博 殿

令和6年6月17日

赤塚公認会計士事務所

公認会計士

赤塚 法生



貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当事務所は、土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務諸表等(土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。)ならびに、令和6年3月31日現在の令和4年度の財産目録(土地改良区会計基準第7に規定する法人単位の財産目録に限る。以下同じ。)について監査を行いました。

そして、令和6年6月14日付にて、上記財務諸表等ならびに財産目録(以下、財務諸表等という)について無限定適正意見を付した監査報告書を提出いたしました。

ここに当事務所が実施した監査の概要その他の監査に関連する事項をご報告します。

なお、監査業務における当事務所の責任は、理事者が作成する財務諸表等に対して独立の立場から監査意見を形成し表明することであり、当事務所は、貴法人の理事者に代わって貴法人の財務諸表等を作成するものではありません。また、監事に代わって財務報告プロセスを監視するものでもありません。

(注) 本報告書は、当事務所から、中勢用水土地改良区の理事ならびに監事に監査の結果の概要をご報告すること及び同理事ならびに監事とコミュニケーションを行うことを目的としたものであり、監査基準等の要求事項に対応する項目も含まれています。本報告書を同理事ならびに監事以外へ提示する場合には、監査契約書に記載された要件に該当する場合を除いて、当事務所より書面による許諾が必要となりますので、提示を希望される場合には、必ず事前に当事務所までご相談ください。

## I 監査の概要

### 1. 監査の対象

土地改良法第18条6項本文但書の規定にいう、「土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導」として、中勢用水土地改良区の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務諸表等(土地改良区会計基準第2、3、6に規定する法人単位の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記に限る。以下同じ。)並びに令和6年3月31日時点の財産目録(土地改良区会計基準第7に規定する法人単位の財産目録に限る。以下同じ。)を対象とする。

### 2. 監査従事者

#### (1) 責任者(監査報告書署名者)

公 認 会 計 士 赤 塚 法 生

#### (2) 補助者

記載すべき該当者なし

### 3. 監査実施状況

監査実施状況は以下のとおりです。

(令和6年6月17日現在)

監査実施日	往査場所	実施項目	従事(人日)
令和5年			
10月17日	本部	法人レベルにおける内部統制の評価の検討 ITに係る全般統制の評価の検討	1
11月29日	本部	理事者とのディスカッション	0.5
令和6年			
2月22日	本部	人件費プロセスに係る内部統制の評価の検討	1
3月19日	本部	仕訳検証 購買プロセスに係る内部統制の評価の検討(現状把握、ウォークスルーの実施)	1
4月1日	本部	実査 確認(実施時期は発送日 回収及び結果検討は随時)	0.5
5月26日	当事務所	消費税監査	1
6月7,11,12日	本部	期末監査	2.5
6月12日	当事務所	財務諸表等表示監査	0.5
6月17日	本部	監査概要及び結果報告	0.5
通年	当事務所	各種準備、資料作成、審査受審、結果検討等	3.0
合計		貴法人往査7日 当事務所4.5日	11.5
計画時間		貴法人往査6.5日 当事務所1.5日	8

### 4. 主な監査手続の実施結果

#### (1) 特別な検討を必要とするリスク

項目<関連する財務諸表等>	理事者による内部統制の無効化
リスクの内容	<p>一般に、理事者は有効に運用されている内部統制を無効化することによって、会計記録を改竄し不正な財務諸表等を作成することができる特別な立場にあるとされています。そのような理事者による内部統制の無効化は不正による重要な虚偽表示リスクであり、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことが求められます。</p> <p>監査計画時において、貴法人においても、理事者による内部統制の無効化を特別な検討を必要とするリスクとして特定しました。なお、監査計画の重要な変</p>



	更はありません。
監査上の対応	<p>&lt;実施した主な監査手続&gt;</p> <p>仕訳入力に関連する内部統制を評価し、この評価結果を勘案し、仕訳入力に関する不正に対応する実証手続の種類、実施の時期及び範囲を決定しました。</p> <p>重要な通例でない取引について、取引の業務上の合理性(又はその欠如)が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価しました。</p>
検出事項の有無	監査意見を限定するような重要な事実について該当ありません。

## (2) その他の重要論点

項目<関連する財務諸表等>	購買プロセス
事実及び状況	購買プロセスに関して確認が必要な状況であると判断いたしました。
監査上の対応	<p>&lt;実施した主な監査手続&gt;</p> <p>実証手続きを主手続きとして、購買プロセスを把握してコントロールアプローチを補助手続きとして実施いたしました。購入伺いの作成、決裁、発注、検収、支払の各段階を確認するとともに、承認証跡についても確認しました。</p>
検出事項の有無	監査意見を限定するような重要な事実について該当ありません。

## (3) 具体的な監査手続き

- 実査  
令和6年4月1日に現金同等物について行いました。
- 立会  
棚卸資産が存在しないため実施していません。
- 確認

対象科目	内容	回収率
現預金	全金融機関に対して実施	100%全件回収
未収賦課金	<p>試査により実施</p> <p>対象債権総額 2,326,902 円(152件)</p> <p>残高確認状発送金額 170,928 円(3件)</p> <p>カバー率 約 7.3%</p>	2件回収(52,314 円/170,928 円)

- 分析の実証手続き
- その他職業的専門家として認めた必要な手続き

## 5. 審査の受審状況

当事務所の定める審査に関する規程等に準拠して審査を受審し、財務諸表等について無限定適正意見を表明いたしました。

## II 監査の結果に関連する事項

1. 監査上の重要な発見事項又は要改善・検討事項  
監査意見を限定すべき該当事項なし

### Ⅲ その他

記載すべき該当事項なし

以上

## 監事会監査報告

令和5年度業務及び会計経理の状況について、令和6年6月25日に監査を実施しましたところ、正確かつ適正であったので、ここに報告いたします。

〈 取扱規定 〉

(監事の職務) 抜粋

定款第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 (略)

令和6年9月27日

総括監事	横山和俊
監事	若林秀樹
監事	富増稔



## 第5号議案

### 令和6年度公益事業会計補正収支予算の議決について

令和6年度公益事業会計補正収支予算について、次のとおり議決を  
求める。

〈 取扱規定 〉

(総会の議決事項) 抜粋

土地改良法第30条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければなら  
ない。

四 経費の収支予算

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

# 令和 6 年度 公益事業会計第 1 回補正収支予算書

	収 入	支 出
現 計予算額	244,936,804 円	244,936,804 円
補正後予算額	256,593,880 円	256,593,880 円
差 引	11,657,076 円	11,657,076 円

収 入
単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業収入				
経常賦課金収入				経常費の組合員賦課
経常賦課金	114,115,559	114,001,588	△ 113,971	大学農場、農研機構を含む
特別賦課金収入				安濃ダム県管理事業費分担金を特別賦課
特別賦課金	171,129	171,129	0	大学農場、農研機構
転用決済金収入				
農地転用決済金	1,500,000	1,500,000	0	
負担金収入				(負担金算定表参照)
経常負担金	12,961,608	12,961,608	0	経常費の津市、亀山市負担 ①
特別負担金	33,751,834	33,751,834	0	事業費の津市、亀山市負担 (通過金)
				・ 県営事業借入償還金負担金 ② 8,750,963
				・ 安濃ダム県管理事業負担金 ③ 25,000,871
				計 33,751,834
	162,500,130	162,386,159	△ 113,971	
2 附帯事業収入				
他目的使用料収入				
他目的使用料	44,900	44,900	0	中部電力、ZTV等
	44,900	44,900	0	
3 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
財政調整積立資産	320,000	320,000	0	資産運用 (第143回利付国債)
職員退職給付引当	0	0	0	
積立資産	0	0	0	
災害対策積立資産	0	0	0	
施設更新積立資産	0	0	0	
	320,000	320,000	0	
4 補助金等収入				
補助金収入				
補助金	10,310,000	10,310,000	0	<b>〈漏水対策〉</b> ・ 突発事故復旧事業 (災害を除く) など
				0
				<b>〈濁水対策〉</b> ・ 県単土地基盤整備事業 (干害応急対策) など
				0
				<b>〈災害対策〉</b> ・ 市単災害復旧工事など
				0
				<b>〈補助事業〉</b> ・ 水利施設管理強化事業 (新規) 維持管理費支援対象【強化】表示 8,000,000 ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (6期) 長谷山支線安部池分水工流量計更新 事業費3,000,000、国50%、県14%、津市13% 2,310,000
				計 10,310,000
	10,310,000	10,310,000		

5 交付金収入					土地改良施設維持管理適正化事業
適正化事業交付金収入					
整備補修事業交付金	0	0	0		令和6年度予定なし
防災減災機能等強化事業交付金	0	0			令和6年度予定なし
	0	0	0		
6 業務受託料収入					
調査業務受託料収入	0	0	0		国、県、市等からの調査業務の委託に係る受託料
業務受託料	0	0	0		令和6年度予定なし
	0	0	0		
7 雑収入					
受取利息配当金収入					
受取利息	0	0	0		
過年度収入					
過年度収入	2,340,943	2,326,902	△ 14,041		平成29年～令和5年度(令和5年度決算額)
過怠金収入					
過怠金収入	0	0	0		督促手数料及び延滞利息
雑収入					
雑収入	100	100	0		
	2,341,043	2,327,002	△ 14,041		
8 特定資産取崩収入					
財政調整積立資産取崩収入					
財政調整積立資産	6,750,000	6,750,000	0		1) 資金調達 2) 水利施設等保全高度化事業(簡易整備型)の現年度化分取崩し ・高野尾花木の里地区 6,750,000
職員退職給付引当積立資産取崩収入					
職員退職給付引当積立資産	0	0	0		
災害対策積立資産取崩収入					
災害対策積立資産	0	0	0		
施設更新積立資産取崩収入					
施設更新積立資産	7,214,539	7,214,539	0		1) 令和4年度県営決済金償還充当 214,539 2) 水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設保全型)の現年度化分取崩し ・中勢用水1期地区 3,500,000 ・中勢用水2期地区 3,500,000 計 7,214,539
	13,964,539	13,964,539	0		
9 他会計繰入金					
収益事業会計繰入金	9,511,312	9,528,792	17,480		収益事業会計からの繰入金
収益事業会計繰入金	9,511,312	9,528,792	17,480		維持管理費、職員退職給付引当積立資金等に充当
	9,511,312	9,528,792	17,480		
10 繰越金					
前年度繰越金					現計) 令和6年度当初予算次年度繰越金額
前年度繰越金	45,944,880	57,712,488	11,767,608		補正) 令和5年度決算次年度繰越金額
	45,944,880	57,712,488	11,767,608		
合計	244,936,804	256,593,880	11,657,076		

令和6年度 公益事業会計収入の部 第1款負担金算定表（第1回補正予算）

第4項 負担金収入内訳

単位：円、㎡

第1目 経常負担金 12,961,608 円

属 地	R5面積	R4未通水地域 転用面積差引	R6通水地域増 組合員賦課	R6面積	①2市
津 市	3,143,213	△ 14,522	0	3,128,691	12,827,633
亀山市	32,677	0	0	32,677	133,975
計	3,175,890	△ 14,522	0	3,161,368	12,961,608

〈補足〉昨年度の経常費負担面積から、決算承認の決議を経た令和4年度の転用面積のうち未通水地域分と、通水ができ組合員賦課に移行した面積等を加除して、本年度の負担面積としている。（未通水地域から差引する転用面積は、小数点以下を切り捨てている。）

第2目 特別負担金 33,751,834 円

区 分	償還額	県営事業借入償還地元負担金	
		R4県営事業 決済金充当	②2市
津 市	8,767,502	△ 214,539	8,552,963
亀山市	198,000	0	198,000
計	8,965,502	△ 214,539	8,750,963

〈補足〉県営事業借入償還金の算定には、決算承認の決議を経た令和4年度の農地転用決済金のうち、県営事業分を充てる。

安濃ダム県管理事業費	地元負担金	事業内容と負担割合
国補事業	74,000,000	14,800,000 国補がつく夜間等の管理 国40%、県40%、地元20%
県単事業	2,600,000	520,000 国補がつかない日常管理 県80%、地元20%
人件費	29,557,000	9,852,000 ダム管理に従事する県職員 県2/3、地元1/3
計	106,157,000	25,172,000

属 地	区 分	国営造成施設（安濃ダム）県管理事業負担金内訳		
		地元負担金	特別賦課金	③2市
津 市	津 市	24,953,422	-	24,953,422
	大学農場	103,911	103,911	-
	農研機構	67,218	67,218	-
亀山市	亀山市	47,449	-	47,449
計		25,172,000	171,129	25,000,871

〈補足〉国営造成施設（安濃ダム）県管理事業における2市の負担割合は、受益面積の割合とする。受益面積 3,183ha に対し、津市 0.998115、亀山市 0.001885 となる。

地元負担金のhaあたり単価を 25,172,000円 ÷ 3,183ha = 7,908円 /haとすると次のとおり。

- ・ 大学農場 13.14ha × 7,908円 /ha = 103,911
- ・ 農研機構 8.5ha × 7,908円 /ha = 67,218

（農場及び機構のhaあたり負担金単価並びに面積割合で求めた亀山市負担金額は、小数点以下を切り捨てている。）

第4項 合計

46,713,442 円

区 分	経常負担金	特別負担金		合 計
	① 経常費	② 県営償還	③ ダム管理	
津 市	12,827,633	8,552,963	24,953,422	46,334,018
亀山市	133,975	198,000	47,449	379,424
合 計	12,961,608	8,750,963	25,000,871	46,713,442
		33,751,834		

- ・ 「大学農場」とは、正式名称である「国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究所附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設農場」の略称です。
- ・ 「農研機構」とは、正式名称である「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き研究部門 安濃野菜研究監」の略称です。

支 出（水利施設管理強化事業の支援対象科目には【強化】を、収益事業会計繰入金の充当科目には【発電】を表示している。） 単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 土地改良事業費支出				
維持管理費支出				
給料手当	51,000,000	53,700,000	2,700,000	【強化】【発電】職員11名の給与及び諸手当
臨時雇賃金	50,000	50,000	0	緊急人夫雇用（災害時の水路整備等）
福利厚生費	10,000,000	10,000,000	0	【強化】社会保険料、健康診断、作業服等
旅費交通費	600,000	600,000	0	出張、研修交通費、宿泊、駐車、高速、雑費等
通信運搬費	3,500,000	3,500,000	0	【強化】【発電】N T T回線専用料(24回線)、携帯電話4台等
消耗什器備品費	500,000	600,000	100,000	消耗品等
修繕費	7,000,000	7,000,000	0	【発電】施設補修整備等、水管理システム修理、車検整備等（随意契約）
水道光熱費	1,000,000	1,000,000	0	【強化】【発電】水道料金、管理車両、草刈機、ポンプ、発電機の燃料等
賃借料	1,800,000	1,800,000	0	地代家賃（JR）、水路占用料（津市）
				【強化】カーリース料（用水管理用）、パソコンリース（管理日報作成、用水管理用）を更新（随意契約）
支払保険料	2,200,000	2,200,000	0	【強化】動産（計器、子局装置）、総合生活（生涯賠償）、火災保険（中央管理事務所、子局舎、什器等）、自動車任意保険、自賠責保険等（随意契約）
				【発電】農業用施設賠償責任保険（水路、管理用道路、第三頭首工）（随意契約）
支払負担金等	13,000,000	13,000,000	0	水利調整会議、用水管理交付金（地区水利委員）、水管理調整費等交付金、地域農業水利施設補助事業交付金
業務委託費	500,000	500,000	0	施設維持管理委託費交付金等
租税公課	50,000	50,000	0	自動車税、車検時重量税
雑費	5,000	200,000	195,000	当初予算200,000から適正化事業拠出金支出 整備補修事業費拠出金へ180,000円流用、 整備補修事業事務費拠出金へ15,000円流用
適正化事業費支出				
整備補修事業費支出	0	0	0	
防災減災機能等強化事業費支出	0	0	0	
適正化事業拠出金支出				三重県土地改良事業団体連合会へ拠出
整備補修事業費拠出金	180,000	180,000	0	水管橋塗装、空気弁更新（48期）
整備補修事業事務費拠出金	15,000	15,000	0	維持管理費支出 雑費から180,000円充用 維持管理費支出 雑費から15,000円充用
防災減災機能等強化事業費拠出金	120,000	120,000	0	管水路（電気設備）整備補修河芸南黒田地内（47期生）
防災減災機能等強化事業事務費拠出金	10,000	10,000	0	
防災減災機能等強化事業利子拠出金	486	486	0	
その他事業費支出				
漏水対策費	5,000,000	5,000,000	0	
渇水対策費	5,000,000	1,000,000	△ 4,000,000	
災害対策費	2,000,000	2,000,000	0	
補助事業費	3,300,000	3,300,000	0	長寿命化・防災減災事業 流量計等更新工事
その他事業費	1,000,000	1,000,000	0	改良区単費事業等

委託業務費支出 業務委託費	5,800,000	4,500,000	△ 1,300,000	【強化】電気保安手数料（第一、第二、第三、三河頭首工、中央管理事務所）、水管理施設設備保守点検業務、施設設備点検、国営施設及び管理用道路草刈、管理施設点検業務等（随意契約）
受託業務費支出 受託業務費	0	0	0	予定なし
	113,630,486	111,325,486	△ 2,305,000	
2 一般管理費支出 運営事務費支出 役員報酬	1,070,000	1,120,000	50,000	理事長70千円、副理事長50千円×2名=100千円、代表理事50千円×2名=100千円、員外理事50千円×2名=100千円、員内理事25千円×24名=600千円、総括監事50千円、監事25千円×2=50千円 理事2名増員予定
給料手当	6,700,000	8,700,000	2,000,000	職員11名 給与及び諸手当
臨時雇賃金	2,300,000	2,300,000	0	会計年度任用職員及び臨時職員
退職金支払	0	0	0	予定なし
福利厚生費	1,500,000	1,800,000	300,000	社会保険料、健康診断、常備薬等
研修費	100,000	100,000	0	役職員研修会参加費、受講料等
交際費	150,000	150,000	0	香典、見舞等、手土産、御礼等
選挙費	100,000	100,000	0	本年度選挙あり
総代会費	200,000	200,000	0	総代会2回、議長御礼、会議諸費、会場代（随意契約）
その他会議費	200,000	200,000	0	理事会3回、監事会2回、代表理事会3回、用水管理委員会2回、負担金徴収委員会2回、会場代等会議諸費
旅費交通費	2,100,000	2,400,000	300,000	出張、研修会交通費、宿泊、駐車場料金、高速料金、雑費等 費用弁償（総代会2回、理事会3回、監事会3回、代表理事会3回、用水・徴収委員会各2回、三役会議、月末残高照合等）
通信運搬費	1,100,000	1,250,000	150,000	賦課通知書等郵送料、切手、はがき、メール便、固定電話、FAX通信料、NHK受信料、事務所インターネット等（郵便料金値上げ）
消耗什器備品費	600,000	700,000	100,000	事務所事務用品購入等（キャビネット、紙折り機）
印刷製本費	1,200,000	1,200,000	0	中勢用水たより、申請書等各種様式、定款諸規程、封筒、概要書、通知書、陳情書、議案書等（随意契約）
修繕費	1,200,000	1,200,000	0	コピー機、事務所無線LAN保守点検、機器修繕等（随意契約）
支払手数料	250,000	250,000	0	振込手数料等
支払保険料	50,000	50,000	0	任意保険料のみ（随意契約）
支払負担金等	400,000	500,000	100,000	東海協議会等加入している団体への年会費等
業務委託費	2,300,000	2,500,000	200,000	浄化槽維持管理費、施設警備料、公認会計士報酬、ソフトサポート料、防火設備点検、事務所内清掃、ゴミ回収等（随意契約）（施設警備料等値上げ） 徴収委託手数料（賦課金額の4%）8地区（雲林院、雲林院南山、分部地下、産品、亀山市三寺、一身田中野、一身田豊野谷、一身田豊野田端地区）
租税公課	0	0	0	
雑費	250,000	250,000	0	広告宣伝費、出前講座等
事務所費支出 修繕費	300,000	500,000	200,000	事務所の維持管理費に要する経費 浄化槽ポンプ（随意契約）
水道光熱費	130,000	130,000	0	水道、自動車燃料等（随意契約）
賃借料	450,000	450,000	0	パソコンや車、電話のリース料等（随意契約）
	22,650,000	26,050,000	3,400,000	

3	土地改良事業負担金支出 都道府県営事業負担金支出 安濃ダム負担金 水利施設等保全高度化事業負担金  水利施設管理強化事業負担金	25,172,000 13,750,000  4,000,000	25,172,000 13,750,000  4,000,000	0 0  0	(通過金) 債務負担行為の現年度化分 ・高野尾花木の里地区（簡易整備型） 6,750,000 ・中勢用水1期（基幹水利施設保全型） 3,500,000 ・中勢用水2期（基幹水利施設保全型） 3,500,000 計 13,750,000
		42,922,000	42,922,000	0	
4	借入金返済支出 公庫資金償還金支出 償還金	8,723,898	8,723,898	0	(通過金) 元金のみを表示
		8,723,898	8,723,898	0	
5	支払利息 借入金利息 公庫資金借入金	241,604	241,604	0	(通過金) 利息のみを表示
		241,604	241,604	0	
6	固定資産取得支出 器具備品取得支出 器具備品購入	1,000,000	1,000,000	0	事務所内電話機器交換予定
		1,000,000	1,000,000	0	
7	特定資産積立支出 財政調整積立資産積立支出 財政調整積立資産 職員退職給付引当積立資産積立支出 職員退職給付引当積立資産 災害対策積立資産積立支出 災害対策積立資産 施設更新積立資産積立支出 施設更新積立資産	330,000 8,002,000 1,000 7,690,000	330,000 8,003,000 1,000 13,100,000	0 1,000 0 5,410,000	預金利息 本年度積立 + 預金利息 預金利息 本年度積立（13,088,089 R5農転収入）+ 預金利息
		16,023,000	21,434,000	5,411,000	
8	雑支出 過年度支出 過年度支出	100,000	100,000	0	過年度賦課金の還付等
		100,000	100,000	0	
9	他会計繰出額 収益事業会計繰出金 支出 収益事業会計繰出金	1,000,000	1,000,000	0	
		1,000,000	1,000,000	0	
10	繰越金 次年度繰越金 次年度繰越金	0 0	0 0	0 0	
		0	0	0	
11	予備費 予備費 予備費	38,645,816	43,796,892	5,151,076	
		38,645,816	43,796,892	5,151,076	
	合計	244,936,804	256,593,880	11,657,076	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

## 第6号議案

### 令和6年度収益事業会計補正収支予算の議決について

令和6年度収益事業会計補正収支予算について、次のとおり議決を求める。

〈 取扱規定 〉

「第5号議案 公益事業会計補正収支予算の承認について」に同じ。

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博



令和6年度 収益事業会計第1回補正収支予算書

	収入	支出
現 計予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
補正後予算額	33,000,500 円	33,000,500 円
差 引	0 円	0 円

収 入

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業収入 発電収入 売電収入	32,000,000 32,000,000	32,000,000 32,000,000	0 0	(29円/ k Wh)
2 特定資産運用収入 特定資産利息収入 欠損調整積立資産 災害準備積立資産 建設改良積立資産 修繕引当資産	100 100 100 100 400	100 100 100 100 400	0 0 0 0 0	
3 補助金等収入 補助金収入 補助金	0 0	0 0	0 0	
4 雑収入 受取利息配当金収入 受取利息 雑収入 雑収入	100 0 100	100 0 100	0 0 0	預金利息
5 特定資産取崩収入 欠損調整積立資産取崩収入 欠損調整積立資産 災害準備積立資産取崩収入 災害準備積立資産 建設改良積立資産取崩収入 建設改良積立資産 修繕引当資産取崩収入 修繕引当資産	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	特定資産を取り崩すことで生じる収入
6 公益事業会計繰入金 公益事業会計繰入金 公益事業会計繰入金	1,000,000 1,000,000	1,000,000 1,000,000	0 0	
7 繰越金 前年度繰越金 前年度繰越金	0 0	0 0	0 0	
合 計	33,000,500	33,000,500	0	

## 支 出

単位：円

款 項 目	現 計 予算額	補正後 予算額	増 減	附 記
1 発電事業費支出				
人件費				
給料手当	5,000,000	5,000,000	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	1,200,000	1,200,000	0	社会保険料等
福利厚生費	30,000	30,000	0	健康診断等
管理委託費	300,000	278,520	△ 21,480	電気保安点検料
修繕費				
修繕費	4,000,000	4,000,000	0	修繕、整備(UPS交換)
水利利用料				
水利利用料	375,188	375,188	0	三重県に発電用流水占用料の納付
諸費				
消耗品費	100,000	100,000	0	工具器具等
賃借料	297,000	297,000	0	発電所管理車両リース料
損害等保険料	200,000	200,000	0	火災保険、自動車任意保険
購入電気料金				
発電所電力料	300,000	300,000	0	発電所の使用電気料金、発電遠方監視用パソコン電気料金
管理施設電力料	7,500,000	7,500,000	0	中央管理事務所及び国営施設21ヶ所、県営施設42ヶ所
発電所維持管理費				
保守点検費	2,600,000	2,600,000	0	発電施設設備保守点検業務、消防点検（随意契約）
回線使用料	0	0	0	
雑費	1,000	1,000	0	
	21,903,188	21,881,708	△ 21,480	
2 一般管理費支出				
運営事務費支出				
給料手当	0	0	0	職員11名 給与、諸手当
法定福利費	0	0	0	社会保険料等
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
研修費	20,000	20,000	0	研修参加費、受講料等
旅費交通費	50,000	50,000	0	研修交通費等
通信運搬費	0	0	0	電話、郵便、インターネット等通信費、運送運賃等
委託費	330,000	330,000	0	公認会計士業務委託（随意契約）
租税公課	1,000,000	1,000,000	0	消費税簡易課税制度選択
雑費	1,000	5,000	4,000	振込手数料等
事務所費支出				
修繕費	0	0	0	
水道光熱費	180,000	180,000	0	ガソリン・軽油燃料の購入代金等
賃借料	1,000	1,000	0	発電管理用パソコンリース（随意契約）
	1,582,000	1,586,000	4,000	
3 固定資産取得支出				
器具備品取得支出				
器具備品購入	0	0	0	
	0	0	0	

4 特定資産積立支出				本年度積立額+預金利息
欠損調整積立資産積立支出				
欠損調整積立資産	1,000	1,000	0	
災害準備積立資産積立支出				
災害準備積立資産	1,000	1,000	0	
建設改良積立資産積立支出				
建設改良積立資産	1,000	1,000	0	
修繕引当資産積立支出				
修繕引当資産	1,000	1,000	0	
	4,000	4,000	0	
5 国庫納付金支出				
国庫納付金支出				
国庫納付金支出	0	0	0	国庫へ納付する金額
	0	0	0	
6 公益事業会計繰出金				
公益事業会計繰出金支出				
公益事業会計繰出金	9,511,312	9,528,792	17,480	維持管理費、職員退職給付引当積立資産等へ充当
	9,511,312	9,528,792	17,480	
7 繰越金				
次年度繰越金				
次年度繰越金	0	0	0	
	0	0	0	
8 予備費				
予備費				
予備費	0	0	0	
	0	0	0	
合計	33,000,500	33,000,500	0	

(注) 本歳出予算の支出にあたり、款内各項目の金額は必要に応じ流用することが出来るものとする。

## 負担金徴収委員会報告

やむを得ない理由により賦課金等の分割納付の要望に応えるなど、さらに負担とならないように延滞金を課さないこととする。

これは、令和6年9月9日開催の令和6年度第1回負担金徴収委員会におきまして、納付期限を過ぎた賦課金等に係る延滞金(過怠金)の減免は必要であることを認め、このことから令和6年度第1回理事会は、延滞金を免除することを内容とする議案を専決しましたので、公益事業会計補正予算案に関しましてここにご報告いたします。

### 〈 目的 〉

経済的な事情から賦課金等の分割納付を希望される場合があり、そのような方に延滞金が過重負担となって納付がより困難にならないように減免の措置を考えるものです。

また、改良区は、賦課金等が未収となっていることの原因を明らかにするための調査が多岐におよぶことから、滞納整理に係る財産の搜索等には非常に時間がかかります。そして、自主納付に向けた話し合いのなかで解決策を探る時間も必要であると考えますが、時間をかければやはりその分の延滞金を負うことになります。

このような対応は、今後の継続した自主納付の実現を目的としていることから、延滞金の発生に追われず賦課金の元本徴収を優先すべきとした考えです。

### 〈 取扱規定 〉

#### (過怠金)

定款第34条 第26条、第28条、第29条、第32条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し又は定期的に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状等を発した場合には督促手数料500円を過怠金として徴収する。

2 (略)

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

令和6年9月27日

負担金徴収委員会

委員長 上 村 雅

## 用水管理委員会報告

昨年度から続いた渇水には、中勢用水小水力発電所の発電停止を余儀なくされ、さらに令和6年4月からの補給計画に与える影響は深刻なものになると思われました。

令和5年3月1日に開催した第52回通常総代会において、予め取り決めた渇水対策（令和5年度配水計画）を励行し、令和6年3月11日には令和5年度第3回用水管理委員会を開催。このとき、ダムの貯水率は58%と昨年同時期よりも24%ほど少ない状況にあり、渇水対策に急施を要することは明白であったことから、全地域において、令和6年4月1日から50%節水を実施することを判断いたしました。

その後、3月下旬からの連続した降雨により、安濃ダムの貯水率が4月3日現在で87%となり、平年貯水率の90%に近づきました。これにより令和6年度の水田かんがい用水確保の目途が立ちましたので、令和6年4月8日には50%節水を解除し通常給水に戻すことができました。

このことでは、節水のための回覧配布や節水の実施などで組合員の皆様をはじめ、総代の皆様、地区水利委員並びに関係組織の皆様にはご協力を賜り御礼申し上げますとともに、本年度の渇水対策につきまして公益事業会計補正予算案に関連しここにご報告いたします。

### 〈 取扱規定 〉

第52回通常総代会 令和5年度配水計画  
かんがい期間中、安濃ダムの貯留量が40%を切ることが予測される場合は、その時期や気象予報等を勘案のうえ、50%節水を実施するほか、更に20%を下回るおそれがある場合は補給を停止する。なお、この要否決定は、利水調整規程第10条に基づき迅速に専決できるものとする。

### （渇水時等の対応）

利水調整規程第10条 渇水時等における通水制限等については、用水管理委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合には用水管理委員会が決定し、後日理事会に報告するものとする。

令和6年9月27日

用水管理委員会  
委員長 辻 賀 正

## 第7号議案

### 定款の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区定款の一部改正について、次のとおり議決を求める。

〈 改正理由 〉

令和6年3月29日5農振第3253号定款例（農林省農地局長改正通知）に基づき公告の方法を改正します。

また、各被選任区におけるそれぞれ地域の数と理事の数の割合が、各被選任区において等しくなるように理事定数を見直すことが改正の理由です。

〈 取扱規定 〉

（重要事項の議決方法）

土地改良法第33条 次に掲げる事項に関する総（代）会の議事は、総組合員（総代）の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

土地改良法第33条逐条解説

ここに掲げた土地改良区の存立に直接関連する重要なものについては、普通決議によることは適当でないので、更に議決の方法を慎重にし、いわゆる特別決議によることとした（以下省略）

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区

理事長 田村 宗博

中勢用水土地改良区定款の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(公告の方法)</p> <p>第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、<u>その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。</p> <p><u>2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又はインターネットに掲載するものとする。</u></p>
<p>(役員の数)</p> <p>第 1 8 条 この土地改良区の役員定数は、<u>理事 3 3 人</u>及び監事 3 人とする。</p> <p>2 前項の<u>理事</u>定数のうち、2 人は、組合員でない者とする。</p>	<p>(役員の数)</p> <p>第 1 8 条 この土地改良区の役員定数は、<u>理事 3 1 人</u>及び監事 3 人とする。</p> <p>2 前項の<u>役員</u>定数のうち<u>理事 2 人</u>は、組合員でない者とする。</p>

附 則 この改正定款は、令和 6 年 1 1 月 8 日から施行する。

## 第 8 号議案

### 定款附属書役員選任規程の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正について、次のとおり議決を求める。

#### 〈 改正理由 〉

各被選任区におけるそれぞれ地域の数と理事の数の割合が、各被選任区において等しくなるように理事定数を見直すことが改正の理由です。

また、令和 6 年 3 月 29 日 5 農振第 3253 号定款例（農林省農地局長改正通知）に基づき投票立会人に関する部分を改正します。

#### 〈 取扱規定 〉

「第 8 号議案 定款の一部改正について」に同じ。

令和 6 年 9 月 27 日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田 村 宗 博



中勢用水土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

現 行																													
<p>(組合員である役員の選任)</p> <p>第2条 組合員である役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定による組合員である役員の被選任区及びその区域から選任すべき組合員である役員の定数は、次の通りとする。</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被選任区</th> <th rowspan="2">被選任区域</th> <th colspan="2">定 数</th> </tr> <tr> <th>理 事 数</th> <th>監 事 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一被選任区</td> <td>津 市</td> <td style="text-align: center;">11人</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3人</td> </tr> <tr> <td>第二被選任区</td> <td>亀山市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>第三被選任区</td> <td>津市河芸町</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>第四被選任区</td> <td>津市芸濃町</td> <td style="text-align: center;"><u>5人</u></td> </tr> <tr> <td>第五被選任区</td> <td>津市安濃町</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">29人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> </tbody> </table>				被選任区	被選任区域	定 数		理 事 数	監 事 数	第一被選任区	津 市	11人	3人	第二被選任区	亀山市	1人	第三被選任区	津市河芸町	4人	第四被選任区	津市芸濃町	<u>5人</u>	第五被選任区	津市安濃町	8人	合 計		29人	3人
被選任区	被選任区域	定 数																											
		理 事 数	監 事 数																										
第一被選任区	津 市	11人	3人																										
第二被選任区	亀山市	1人																											
第三被選任区	津市河芸町	4人																											
第四被選任区	津市芸濃町	<u>5人</u>																											
第五被選任区	津市安濃町	8人																											
合 計		29人	3人																										
<p>3 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その組合員である被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。</p>																													
改正案																													
<p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被選任区</th> <th rowspan="2">被選任区域</th> <th colspan="2">定 数</th> </tr> <tr> <th>理 事 数</th> <th>監 事 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一被選任区</td> <td>津 市</td> <td style="text-align: center;">11人</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3人</td> </tr> <tr> <td>第二被選任区</td> <td>亀山市</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>第三被選任区</td> <td>津市河芸町</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td>第四被選任区</td> <td>津市芸濃町</td> <td style="text-align: center;"><u>7人</u></td> </tr> <tr> <td>第五被選任区</td> <td>津市安濃町</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">31人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> </tbody> </table>				被選任区	被選任区域	定 数		理 事 数	監 事 数	第一被選任区	津 市	11人	3人	第二被選任区	亀山市	1人	第三被選任区	津市河芸町	4人	第四被選任区	津市芸濃町	<u>7人</u>	第五被選任区	津市安濃町	8人	合 計		31人	3人
被選任区	被選任区域	定 数																											
		理 事 数	監 事 数																										
第一被選任区	津 市	11人	3人																										
第二被選任区	亀山市	1人																											
第三被選任区	津市河芸町	4人																											
第四被選任区	津市芸濃町	<u>7人</u>																											
第五被選任区	津市安濃町	8人																											
合 計		31人	3人																										
<p>3 (略)</p>																													

中勢用水土地改良区定款附属書役員選任規程の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>第8条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人<u>2人以上</u>立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。</p> <p><u>2</u> (削除)</p> <p><u>2</u> 被選任人は、<u>前項</u>の立会人となることができない。</p>	<p>第8条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人<u>3人以上</u>立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>定款第14条による開催の場合は、あらかじめ理事長が立会人を推薦し、書面議決書にその選任を諮るものとする。</u></p> <p><u>3</u> 被選任人は、<u>前二項</u>の立会人となることができない。</p>

附 則 この改正定款は、令和6年11月8日から施行する。

## 第9号議案

### 維持管理計画書の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区維持管理計画書の一部改正について、次のとおり議決を求める。

#### 〈 改正理由 〉

維持管理計画書は、土地改良法により整備が義務付けられ、土地改良区が行う施設の維持管理や維持管理費を賦課する根拠となり、減価償却算定の根拠ともなります。また、第三者から土地改良施設への侵害があっても対抗する管理権限が明確でない等の問題を惹起しないように整備する必要があります。

今回、令和5年度会計の決算承認を経た造成施設（中支線水系（花木の里地区））を6年度で維持管理計画書への登載手続きを終え、7年度に賦課を予定することが改正の理由です。

#### 〈 取扱規定 〉

##### （土地改良事業計画の変更等）

土地改良法第48条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。（以下省略）

##### （重要事項の議決方法）

土地改良法第33条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一 定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更（以下省略）

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

中勢用水土地改良区維持管理計画書の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

現 行								
<p>第3章 維持管理</p> <p>本事業は、国営並びに県営中勢用水土地改良事業によって造成された、頭首工及び用水路施設の良い管理と、各地域への合理的な用水配分を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。</p> <p>第2節 かんがい施設関係</p> <p>(1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法</p> <p>(ア) 用水路</p>								
水路名	延長(km)	通水量(m <sup>3</sup> /s)	勾配	構造	断面	主要構造物	関係面積(ha)	対応年数
導水路	1.4	5.19	1/960	トンネル 管水路	2r=2.2m φ1,800 mm	サイフォン・放余 水工・分水工	2,089	50
北幹線水路	11.3	(2.28)	20 ~1,000	管水路	φ1,650 mm ~φ700	分水工	(1,422)	40
中幹線水路	1.8	(1.03)	20 ~1,390	管水路	φ900 mm ~φ250 mm	分水工	(477)	40
南幹線水路	5.7	(1.88)	10 ~2,380	管水路	φ1,350 mm ~φ1,100	分水工	(667)	40
小計	20.2	5.19						
支線水路	<u>100.2</u>	1.14 ~0.26	500	管水路	φ1,100 mm ~φ <u>100</u>	分水工	2,940	40
計	120.4						3,183	
改正案								
<p>第3章 維持管理</p> <p>(略)</p> <p>第2節 かんがい施設関係</p> <p>(1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法</p> <p>(ア) 用水路</p>								
水路名	延長(km)	通水量(m <sup>3</sup> /s)	勾配	構造	断面	主要構造物	関係面積(ha)	対応年数
導水路					(略)			
北幹線水路					(略)			
中幹線水路					(略)			
南幹線水路					(略)			
小計	20.2	5.19						
支線水路	<u>102.1</u>	1.14 ~0.26	500	管水路	φ1,100 mm ~φ <u>50</u>	分水工	2,940	40
計	122.3						3,183	

※ 安東集水暗渠とは、安濃川の伏流水を揚水し、左岸に取水する津市安東町地内にある揚水機場です。

(下線の部分を改正)

現 行			
第3章 維持管理 本事業は、国営並びに県営中勢用土地改良事業によって造成された、頭首工及び用水路施設の良好な管理と、各地域への合理的な用水配分を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。			
第2節 かんがい施設関係 (1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法 (ウ) 揚水機場			
施設名	規 模	構 造	受益面積 (ha)
三泗揚水機場	口径：350 mm <u>(空)</u> 揚水量：0.215 m <sup>3</sup> /s 2台	両吸込 渦巻きポンプ	109.5
<u>安東集水渠</u>	口径：300 mm 揚程：10m 揚水量：0.16 m <sup>3</sup> /s 1台	水中ポンプ	40.0
平尾揚水機場	口径：125 mm 揚程：43m 揚水量：0.04 m <sup>3</sup> /s 2台	片吸込み 渦巻きポンプ	6.0
楠原揚水機場	口径：100 mm 揚程：24m 揚水量：0.03 m <sup>3</sup> /s 2台	片吸込み 渦巻きポンプ	12.0
改正案			
第3章 維持管理 (略)			
第2節 かんがい施設関係 (1) かんがい施設の種類、規模及び維持管理の方法 (ウ) 揚水機場			
施設名	規 模	構 造	受益面積 (ha)
三泗揚水機場	口径：350 mm <u>揚程：9m</u> 揚水量：0.215 m <sup>3</sup> /s 2台	両吸込 渦巻きポンプ	109.5
<u>安東揚水機場</u>	(略)		
平尾揚水機場	(略)		
楠原揚水機場	(略)		

附 則 この改正維持管理計画書は、令和7年4月1日から施行する。

## 第10号議案

### 第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管理規程の一部改正について（特別決議）

中勢用水土地改良区第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管理規程（土地改良法に基づく）の一部改正について、次のとおり議決を求める。

#### 〈 改正理由 〉

土地改良区が定める管理規程について、土地改良法施行規則第47条第1項第1号には、法第57条の2第1項の農林水産省令で定める施設は、「ダムその他のえん堤」としていること、また、「令和2年6月29日付2農振第1025号農林省農地局長通知」では、「土地改良法施行規則第47条の規定によりダムその他のえん堤と定められたが、ダムその他のえん堤とは、河川を横断して水流を阻止するために設けられた堤防をいい、通常ダムのほか頭首工がこれに該当するものとする。」と定義しています。したがって、安東集水暗渠（用水機場）にはこのような構造物はなく、当該管理規程に登載する必要がないものと考え、今回の維持管理計画書の改正に併せて整理することが改正の理由です。

#### 〈 取扱規定 〉

##### （管理規程）抜粋

土地改良法第57条の2 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうち農林水産省令で定めるものに限る。）の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、（略）都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 土地改良区は、第一項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。（以下省略）

令和6年9月27日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田村 宗博

中勢用水土地改良区第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管理規程  
の一部改正新旧対照表

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
<p>(名称) 中勢用水土地改良区第一、第二及び三泗頭首工<u>(削除)</u>管理規程</p>	<p>(名称) 中勢用水土地改良区第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠管理規程</p>
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、県営かんがい排水事業 中勢地区等によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第3章第2節に基づき、第一、第二及び三泗頭首工(操作室、その他付帯施設を含む、以下「<u>頭首工(削除)</u>」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、県営かんがい排水事業 中勢地区等によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第3章第2節に基づき、第一、第二、三泗頭首工及び安東集水暗渠(操作管理事務所、その他付帯施設を含む、以下「<u>頭首工等</u>」という。)の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(点検及び整備) 第12条 管理者は、堤体、ゲート(削除)及びこれらの施設を操作するために必要な機械及び器具等を良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。</p>	<p>(点検及び整備) 第12条 管理者は、堤体、ゲート、揚水機及びこれらの施設を操作するために必要な機械及び器具等を良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。</p>
<p>(管理日誌) 第18条 管理者は、頭首工(削除)管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。 (1) 水象(水位)<u>(削除)</u> (2) (略) (3) ゲート<u>(削除)</u>の操作時刻及び開度 (4) (略) (5) その他頭首工<u>(削除)</u>の管理に関する事項</p>	<p>(管理日誌) 第18条 管理者は、頭首工等管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。 (1) 水象(水位)但し、<u>安東集水暗渠は除く。</u> (2) <u>かんがい用水取水量</u> (3) <u>ゲート及び揚水機</u>の操作時刻及び開度 (4) 点検及び整備に関する事項 (5) その他頭首工<u>等</u>の管理に関する事項</p>

(下線の部分を改正)

改正案	現 行
第2条(管理者)、第5条(水位の基準)、第7条(取水)、第10条(取水時の放流)、第13条(監視)及び第15条(洪水警戒体制時の措置)にある「 <u>頭首工等</u> 」の「等」の文字を削除し、「 <u>頭首工</u> 」に改める。	(省略)

(下線の部分を改正)

現 行		
(水位の制限) 第4条 各頭首工(取水施設)地点における河川の水位(以下「 <u>頭首工等</u> の水位」という。)は、つぎの表のとおりとする。		
	上限水位	下限水位
第一頭首工	48.90m	48.60m
第二頭首工	31.30m	31.00m
三泗頭首工	—	7.43m
<u>安東集水暗渠</u>	—	—
2 管理者は、前項に規定する水位の範囲でかんがい用水の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。		
改正案		
(水位の制限) 第4条 各頭首工(取水施設)地点における河川の水位(以下「 <u>頭首工(削除)</u> の水位」という。)は、つぎの表のとおりとする。		
<u>頭首工名</u>	上限水位	下限水位
第一頭首工	(略)	
第二頭首工	(略)	
三泗頭首工	(略)	
<u>(削除)</u>		
2 (略)		



※ 下表の取水期間、最大取水量及び年間総取水量のそれぞれ下線の数値は、平成30年度臨時総代会が改正を議決していますが、今回の改正とあわせて認可申請するために再掲しています。

(下線の部分を改正)

現 行						
(計画取水量)						
第8条 頭首工等の地点におけるかんがい用水の取水量は、三泗頭首工地点における安濃川の流量(安濃ダムからの補給量を除く。)が0.35 m <sup>3</sup> /sを越える場合に限り、その越える部分及び安濃ダムからの補給量の合計量の範囲内において行うものとする。						
2 各頭首工等からのかんがい用水の最大取水量は、次の表のとおりとする。						
取水期間	3月11日 から 3月31日 まで	4月1日 から 5月7日 まで	5月8日 から 9月5日 まで	9月6日 から 10月31日 まで	11月1日 から翌年 3月10日 まで	年 間 総取水量
最大取水量	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(千m <sup>3</sup> )
第一頭首工	<u>0.16</u>	<u>0.71</u>	<u>0.46</u>	<u>0.06</u>	<u>0.06</u>	<u>12,000</u>
第二頭首工	<u>0.25</u>	<u>1.22</u>	<u>0.84</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>	
三泗頭首工 安東集水暗渠	<u>0.10</u> <u>0.04</u>	<u>0.44</u> <u>0.15</u>	<u>0.28</u> <u>0.10</u>	<u>0.05</u> <u>0.01</u>	<u>0.05</u> <u>0.01</u>	<u>3,800</u>
改正案						
(計画取水量)						
第8条 (略)						
2 (略)						
取水期間	3月11日 から 3月31日 まで	4月1日 から 5月7日 まで	5月8日 から 9月10日 まで	9月11日 から 10月31日 まで	11月1日 から翌年 3月10日 まで	年 間 総取水量
最大取水量	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(m <sup>3</sup> /s)	(千m <sup>3</sup> )
第一頭首工	<u>0.14</u>	<u>0.70</u>	<u>0.46</u>	<u>0.07</u>	<u>0.06</u>	<u>11,600</u>
第二頭首工	<u>0.21</u>	<u>1.16</u>	<u>0.79</u>	<u>0.07</u>	<u>0.07</u>	
三泗頭首工 安東揚水機場	<u>0.07</u> <u>0.02</u>	<u>0.36</u> <u>0.11</u>	<u>0.23</u> <u>0.08</u>	<u>0.05</u> <u>0.01</u>	<u>0.05</u> <u>0.01</u>	<u>3,200</u>
※ 三泗頭首工及び安東揚水機場を合わせて年間総取水量を定めていることから、この表に安東揚水機場を含めている(第1項本文中、頭首工等としている。)						

附 則 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 第 1 1 号議案

### 役員を選任について

中勢用水土地改良区役員任期満了に伴い、役員を次のとおり選任することについて議決（票決）を求める。

- 1) 推薦すべき役員の数

組合員である理事	3 1 人
組合員でない理事	2 人
組合員である監事	3 人
- 2) 被選任人は、推薦会議が推薦する次の者
- 3) 任期 令和 6 年 1 1 月 8 日から令和 1 0 年 1 1 月 7 日まで

〈 取扱規定 〉

(選任の議決)  
役員選任規程第 4 条 役員は、総代会の議決によって選任する。

(選任の議案)  
役員選任規程第 5 条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総代会に提出するには、定款附属書総代選挙規程第 2 条第 2 項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

(選任議決の投票)  
役員選任規程第 7 条 第 4 条の議決は、無記名投票で表決をとる。  
2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

中勢用水土地改良区  
理事長 田 村 宗 博

中勢用水土地改良区役員の被選任人として推薦する者

1、組合員である理事 31名

被選任区	氏名		住所	新任重 任の別
第一被選任区 11名	田村 宗博	タムラ ムネヒロ	津市河辺町1777番地	重任
	粉川 往章	コカワ ユキリ	津市北河路町546番地	重任
	前川 正次	マエカワ マサツグ	津市安東町2686番地3	重任
	池田 長義	イケダ ナガヨシ	津市神戸1227番地	新任
	田中 康章	タナカ ヤサキ	津市高野尾町1626番地	重任
	稲垣 元康	イナガキ モトヤス	津市高野尾町4605番地	重任
	草深 みつよ	クサカ ミツヨ	津市大里山室町297番地1	重任
	辻 賀正	ツジ ケイマサ	津市大里睦合町1211番地	重任
	佐脇 正浩	サキ マサヒロ	津市一身田上津部田741番地	新任
	中尾 茂之	ナカオ シゲユキ	津市一身田平野310番地	新任
西口 誠彦	ニシグチ ヨシヒコ	津市栗真小川町1587番地	重任	
第二被選任区	肥田 岩男	ヒタ イワオ	亀山市三寺町49番地	重任
第三被選任区 4名	小黒 敏克	コグロ トシカツ	津市河芸町南黒田173番地	重任
	丹羽 正子	ニワ マサコ	津市河芸町高佐439番地2	新任
	別所 千万男	ベッショ チマオ	津市河芸町上野1628番地2	重任
	清水 英治	シミス エイジ	津市河芸町東千里655番地2	重任
第四被選任区 7名	藤本 恵	フジモト メグミ	津市芸濃町忍田258番地	新任
	竹尾 泰	タケオ ヤスシ	津市芸濃町林1322番地	新任
	駒田 勝巳	コマタ カツミ	津市芸濃町椋本743番地	重任
	佐藤 恵子	サウ ケイコ	津市芸濃町椋本1960番地5	新任
	佐野 孝彦	サノ タカヒコ	津市芸濃町椋本3716番地	重任
	松村 重久	マツムラ シゲヒサ	津市芸濃町雲林院609番地	新任
	稲垣 光之	イナガキ ミツユキ	津市芸濃町萩野415番地	重任
第五被選任区 8名	平松 傳一	ヒラマツ デンイチ	津市安濃町粟加510番地	重任
	内田 守	ウチダ マモル	津市安濃町東観音寺426番地	新任
	平澤 一浩	ヒラサワ カズヒロ	津市安濃町草生689番地	新任
	横山 重治	ヨコヤマ シゲナル	津市安濃町中川682番地	重任
	中尾 輝夫	ナカオ テルオ	津市安濃町神田177番地	重任
	前田 重憲	マエダ シゲノリ	津市安濃町連部228番地	新任
	上村 佐和子	ウエムラ サワコ	津市安濃町内多849番地	新任
	伊藤 一夫	イトウ カズオ	津市安濃町曾根658番地	再任

2、組合員でない理事 2名

前葉 泰幸	マエハ ヤスユキ	津市東丸之内27番8号	重任
櫻井 義之	サクライ ヨシユキ	亀山市野村3丁目8番3号	重任

3、組合員である監事 3名


全被選任区	富増 稔	トミマス ミル	津市安東町1244番地	重任
	河戸 和治	カウチ カズナル	津市河芸町南黒田361番地	新任
	横山 和俊	ヨコヤマ カズトシ	津市芸濃町椋本1900番地	重任

投票用紙は次のものを使用する。

〈 取扱規定 〉

定款附属書役員選任規程第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認し難いもの

<p>令和6年度臨時総代会役員選任投票</p> <p>中勢用 水土地改良区</p> 	<p>※総代会提出第11号議案の役員 の選任について、無記名投票により 票決を採ります。</p> <p>「賛成」または「反対」の文字を○ で囲んで下さい。</p>	<p>賛成</p> <p>反対</p>
--	---	---------------------

## 推薦会議報告

令和6年9月5日に開催した推薦会議は、第11号議案に掲げる36名を、中勢用水土地改良区役員の被選任人として推薦することといたしました。

推薦には、定款附属書役員選任規程第1条に規定する役員の被選任権について確認したほか、次のことにつきましても確認したので、同規程第6条の規定に基づき、役員の被選任人の皆様から推薦されることのご承諾を頂いていますのでここにご報告いたします。

1) 理事につきましては、土地改良法第18条第5項（理事会構成要件）に基づき理事資格の確認を行いましたところ、理事会は成立いたします。

2) 監事につきましては、土地改良法第18条第6項（監事会構成要件）に基づき確認しましたところ、選任期日において外部監査契約が締結されており、組合員である監事で構成する監事会は成立いたします。

なお、各被選任区のそれぞれ地区数等と理事定数の割合につきまして、一部の被選任区におきましては定数の見直しを必要とするうえで、議案に掲げた推薦の人数となっております。推薦会議から推薦のご報告に併せまして、定数の一部改正を求めるものであります。

令和6年9月27日

中勢用水土地改良区推薦会議  
議長 丸 橋 勲

## 中勢用水土地改良区のホームページについて

主に次のことを掲載しています。

- ・ 安濃ダム貯水状況
- ・ 通水日程等
- ・ 渇水対策（節水・補給停止の開始、解除）
- ・ 工事に関するお知らせ
- ・ 公告（選挙、総代会開催、決算公表、他）
- ・ 会議の開催日程、議事及び採決結果等
- ・ 総代選挙、役員選任日程等
- ・ 決算関係書類
- ・ 賦課金、農地転用決済金の単価等について
- ・ 農地の相続や売買等による組合員の資格得喪手続き
- ・ 諸手続きに必要な申請書様式（様式ダウンロード可）
- ・ 中勢用水だより  
（掲載事項を変更する場合があります。）

中勢用水土地改良区のホームページアドレス  
<https://www.ztv.ne.jp/web/cyuusei/>

スマートフォン等読込QRコード



ISMS 15R022 ISO / IEC 27001  
ISO 27001 情報管理国際認証取得  
適応範囲 本社・久居工場



GREEN PRINTING JFPI  
P-B10216

この印刷製品は、環境に配慮した  
資材と工場で製造されています。